

第七十一回 参議院商工委員会會議録第二十五号

昭和四十八年九月十三日(木曜日)
午前十時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君
理事 鈴木 亨弘君
若林 正武君
大矢 正君
藤井 恒男君

委員

植木 光教君
小笠 公韶君
大谷藤之助君
林田悠紀夫君
細川 護昭君
安田 隆明君
阿具根 登君
林 虎雄君
中尾 辰義君
須藤 五郎君

委員外の議員

議長 塩出 啓典君

國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

政府委員

公正取引委員会 高橋 俊英君
委員長 吉田 文剛君
公正取引委員会 事務局長 熊田淳一郎君
公正取引委員会 事務局次長 森口 八郎君
通商産業審議官 小松勇五郎君
通商産業省産業政策局長

通商産業省立地 林 信太郎君
公害局長 栗林 隆一君
中小企業庁指導 部長 菊地 拓君
事務局側 常任委員会専門 員 石田 齋君
説明員 環境庁大気保全 局長大気規制課長 石田 齋君

本日の会議に付した案件

- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)
- 連合審査会に関する件
- 海水淡水化法案(塩出啓典君外一名発議)
- 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤井恒男君 公取委員長にお伺いいたしますが、実は公取委員長に直接きょうは、仕入れ方式と不当返品について、さらに派遣店員、俗にいう手伝い店員、この問題についてお伺いする予定であつたわけですが、お時間があまりないようでございますので、かわりの方に後刻お伺いしたいと思つたので、どうか後はよく意思の疎通をはかつていただきたいと思います。

したがって、時間の範囲内で公取委員長に最初にお伺いするわけですが、実はきょうのニュース

にも大きく報道されていることなんでしょう、俗にいう安売り禁止令といっている不当販売、これは、さきに出されました再販制度の実質的な廃止というところと抱き合わせてこの不当販売というものを出されたものなのかどうか、この辺の真意をお伺いしたいと思つています。セットのものであるかどうかですね。

○政府委員(高橋俊英君) いままで、現在もあるいはあります再販制度、これは、昭和二十八年に新しく法律につけ加わったものでございまして、その場合のいきさつ等を調べてみますと、概して、いわゆる不当販売のもの、不当販売に悩まされた主としてメーカーの団体の要望に沿つてつくられた。それからその中には、明らかにとおり販売の目玉商品として、自社のブランドに誇りを持っておるといふメーカーが、そのイメージをこわされるということが非常に困るんだ、こういうことが多分にあつた。そのほか、他の業界においても一種の過当競争というのか、販売競争が起る、そういうことに対して、場合によつたら価格を安定させるという意味から必要じゃないか、こういうことであつたらしいのです。

今回の不当販売防止の規定についても、いまお話がございました抱き合わせじゃないかという点につきましても、やはり関連性が強い再販制度の縮小をはかつていく過程において、これは非常にいろいろな経緯でむずかしい問題でもありますが、一方でたたき売りといひますか、目玉商品としてとんでもない安売りをされるというふうになると困るということから、これに対しては諸外国、先進国には安売り禁止の規定がありますので、この際、特殊指定によつてその防止の内容をやや具体的に示しながら、なお全部をカバーし切れませんけれども、正当な理由があるものはいないが、それ以外のものはある境界を下回つては、どうせ

赤字販売であります、赤字販売は相当程度認めるが、度をこせばよくないと、こういうふうな定めようとするのでありまして、再販の縮小と多分に関連がございます。

○藤井恒男君 私どもは、消費者というものの意思というものを視点を置いて考える場合、どうも再販制度を廃止するというところについての勇断をふるうことは、これは拍手かっさいである。なかなか公取委員長よくやってくれたという拍手はある。しかし、それをやるがゆえに、今度は返す刀でこちらにいじるといふことで、これは一体どういふことだ、視点をどこに置いておるのだ。たとえば不当販売といふことになると、それは業界の秩序維持、業界保護にウェイトがあつて、いまの物価高の中で、消費者にすれば安いほどうれしい。きょうのニュースであつたように、輸入牛肉におかみさん方が殺到する。あるいは東京都は、ジャガイモをじかに仕入れるための予算措置を講ずる。とにかく、いまの流通機構があまりにも複雑怪異であり、そのために小口の物価が上がつておるといふことに消費者は悲鳴を上げておる、それを何とかカバーしようといふのが一般的な世論、動きだと思つたのです。そういうときに不当販売防止法というのは、これは私はなじまないと思つたのです。

前回からの議論の過程で、十分慎重に扱つし、そのための公聴会などを開くというふうにはおっしゃつておりますが、再販制度にきびしく当たるがゆえにこちらもあるのだというセツトというふうな印象と同時に、いまの国民感情にこれは全くなじまないという点について、私は、おそらく公取委員長もこれをお出しになつて、反響の大きさに戸惑つておられるのじゃないかというふうな思ふのだけれど、外国にあるから日本にあるという必要はないのであつて、日本の実情は、いまの長い

間の商習慣のもとに、いやでも物価が上がることに苦慮しておるといふ状況の中なんだから、その辺どういふふうにお考えであるか、パチンコの例のようにぎつぐばらんに私はこれを聞かしていただきたいと思うのですが。

○政府委員(高橋俊英君) 私、できるだけぎつぐばらんに私たちの考えを述べまして、できるだけ御理解をいただきたいと思うのです。

安ければ安いほうがいいし、今日、卸売り物価がおそらくだいぶもたつてきたと私は思うのですが、消費者物価はそう簡単にはいかないんです。消費者物価のほうはいくらと根強く上がり続けるかもしれない。そういう時代でございますから、せつかく月給が上がらなくても、消費者物価の高騰で相当程度持つていかれちゃう、こういう事情です。特に主婦の方などは生計上身にしてみても感じられるから、少しでも安いものを買えればいいのになぜ公取がよいことをするのかわからず、こうおっしゃっておられるわけです。よくわかるのですけれども、しかし、私どもの不当廉売というのは、ただの廉売、つまり赤字売りですね、赤字を覚悟で売るといふのを全部禁止しようというのじゃないんです。

それは仕入れ原価プラス六%という数字ですが、これはかなりの赤字になります。平均をとりますとそれでやっていけるものはないと思うのです。ですから、利潤がないばかりか、相当な赤字を伴う値段だと思ふのですが、それ以下にまで切り込んでやりますと、そういう商売を全面的にやったらこれは成り立たないのをごさいますね。その点はおわかりだと思ふますが、全部の商品についてそのような安売りをすると、全部の商品は、いかなる大企業といえども、大きな小売り業でもそれはできない相談でございます。ですから、ごく一部の商品だけとらえて——これをだからおとり廉売といふのが普通でございますが、法律上の用語としていまだにまだおとりといふことを発見できなかったものですから、おとり廉売防止とは言わないで、不当廉売にしてしまつたわけ

です。

これは不当景品類といふふうなものがほかに法律でもございまして、不当景品類はいかぬ、景品をつけることを全面的に禁止するんじゃないけれども、不当なものはいかぬ、行き過ぎたものはいかぬ、こういう感じで、同じような趣旨でございます。赤字販売もけつこうだけれども、行き過ぎた廉売をすることは、これはおとりとしての役割りを果たすだけであつて、全体としてならしてみますと、特にそういうものを使つていけるのはやはり大型小売り店だと思ふのです。その大型小売り店が今日相当な勢いで販売が伸び、店の数もほとんどふえておるといふのは争えない事実でございます。大型のデパートの売り上げをもしのぐような、そういうものも出ておるわけでございますから、全部のスーパーがといませんが、スーパー全体として見ますとたいへんな伸びを示しております、しかも利益も伴つております。そういういたしますと、非常に大きな赤字を覚悟で売り出すものは、当然ごく一部の商品にすぎない。そうすると、これを全商品にならしてみれば、ちゃんとした利益の確保がなされておる。

そういたしますと、一般の消費者の目から見ても、おとり商品の安いのが非常な魅力になつてそこへ買いにいけるわけですが、それだけ買つていけるんだつたらその大型店はつぶれてしまふわけで、当然ほかの商品も適当に売れる。で、それによつて経営がささえられていけるわけでございますから、ある一部のおとり商品だけを買つてもうけたと思つていける人だけをえれば、なるほどそれは安売りは、非常に安ければ幾らでも安いほうがいいといふことは言えるかもしれないけれども、一般の消費者といふものはそうではない。平均された消費者といふものを私は考えるわけでございます。そうすれば、そういう一部のおとりを極端に安くするよりも、ほかの商品を幾らかでも安くしてサービスしてもらつたほうがむしろけつこうじゃないか。それは、一部の商品にしわ寄せしてうんと安くしたほうが値引きの形はは

きりますけれども、しかし、それは必ずしも全消費者という立場から見ると、平均して消費者が利益を受けているんだといふふうには言えないんじゃないか。そういう商法は、これは業者間の問題になりますけれども、絶対にまねのできない小売り業者が圧倒的に多い。

とすると、小売りという業界における競争の面でちよつと資本力の強いもの、品ぞろえをたくさんしている大型店だけがわりと自由にそういう方法を使えるのに、一般の小売り店には使えない。これは消費者のためと私はあえて申しませんが、しかし、公正な競争という点から見ると、一方だけが優越した資金力であるのに、片方はできないといふのは片手落ちのような感じがする。そういうことで、やはり正常な競争を促すという意味では、むしろそういうものはある程度規制したほうがいい。全部禁止するといふわけではありませんが、そういう趣旨でございまして、一般消費者のために一円でも安くといふ気持ちはわかりますけれども、平均してみればそんなふうにはなつていないのでございまして。適正な利潤が確保されて、それだからこそ業績も伸びているんだ、そういう事実を目を向けてもらえば、おとり商品だけの価格を規制するといふ点に、それほどおかしなことはないのじゃないかと、この辺が十分に御理解いただけない、こういうことでございまして。

○藤井恒男君 私は理解できないんですけれども、そういうのは、それは大型店であらうと、スーパーであらうと、あるいは小売り店であらうと、すべてが赤字を続けていたらこれはつぶれるわけですよ。全部店を張つておるといふことは、何らかの形で利益を得ているといふことです、これは。それともう一つ、いまおっしゃつたけど、不当に安くなつておる品物、おとり商品、たとえばめがねケースならめがねケースを不当に安くしておる、それがゆえにそこにある他の品ぞろえの商品が高いと、よそに比べて高くしている、不当にマージンを得ておるんだという立証がない限り、これをおとりと言ふ根拠はないですよ、これは。しか

も、それを選択して買うのは消費者でしょう。私はむしろ言うなら、不当にマージンを取つているところは、不当廉売じゃなくてもうけ過ぎだ、それ以上の利益をあげたらいかにという形がとられるなら、消費者は喜びますよ。しかし、それは現在の法体系の中で、自由競争の中ではできないでしょう。それを安い品物がある、すなわち、それは他の品物は不当に高いんだというきめつけをして、それを禁止するといふことは、私は自由な商行為に対する不当介入じゃないだろうかといふ気がしますよ。

だからやっぱり、その商品があり、安い商品がある。たとえば季節のものを謝恩セールといふことで、冬の品物を冬のシーズンを通じた場合に、いたずらにそれをかかえておることはナンセンスだ。それを倉に入れば倉敷料がかかる、金利がかかる。したがつてこれは投げたほうがいい、それは回転率を高めるためにも。この行為は私は商行為としてあると思うんですよ。その場合にはそれは出血かわからぬですよ。しかし、出血かわからぬけれども、それをもって私は、それは不当廉売だからまかりならぬ。消費者はそれを一生懸命生活指導でもやっていますわね。何も先物買わぬでもよろしい、シーズンの終わりに多少の流行の差はあつても、あとで皆さん品物を買いなさい、そのときには値が下がるんですよ、一生懸命これは知恵者が消費者に指導しておることですよ。そういう商行為が自然に行なわれるし、そのことを消費者は喜ぶのに、そこに何かささえをして、それは不当廉売まかりならぬのだと言ふことは、ちよつとこれはナンセンスだと思ふし、いまの庶民の声のほうに正しいだろうと私は思うんですよ。その辺公取としてそこまで介入する、それが自由競争を妨げるんだといふことに結びつけることはいささかこじつけであらう。もしそれをやるなら、また別の面で、たとえば不当にもうけておること、そのことを自由行為をそこなうんだという形にしていかなければ私は片手落ちだと思ふんですが、いかがですか。

○委員長(佐田一郎君) 高橋委員長「これは政府委員にお願いしますが、答弁は、非常に時間が制約されておりますから、できるだけ重点を置

ばってひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) では……。いまのお話の中で、たとえば流行おくれとなるようなものは早く処分したほうがいいと、値段いかにかわからず。そういった例は今度の不当廉売の防止規定の中に入っております。それは入っておりますが、そういう場合は不当廉売とみなさない。半額で売ってもけっこうでございます。そのほか型が古くなったもの、きずもの、はんばものというものは当然安売りは認められる。なお、それ以外の点で肝心な点については、私どもはスーパーのよう

なものが安く仕入れていきますから、安く売られることはけっこうであると思う。それは一般消費者が喜ぶことである。しかし、それだけでも私は、普通の小売りに対しても十分有利であり、消費者のためにも役立つとおもいますが、さらにそのほかにおとり廉売をする必要があるのだろうか。ある程度は流通の秩序とかいろいろな観点から見て好ましいことではないというふうに思っております。

○藤井恒男君 そうしますと、不当廉売、いわゆるおとり商品があるがゆえに他の商品を必要以上に高くする、そうしなければ商いは成り立たぬのだから、あなたがおっしゃったように、パチンコ屋で出る台は二、三台だ、委員長。パチンコよく御存じだけれども、あとは出ぬのだと、それに付られて出ぬ台で一生懸命打たず、これはけしからぬことだ、だまされたというふうな新聞での記者会見でも委員長はおっしゃったようにだけだ。だから、あなたのおっしゃることは、おとり商品を出すかゆえに、そこに他の品をそろえておるものは高くなるんだ、それを買わずからいけないんだということになれば、むしろ視点は、不当に利益を得ることということになるでしょう。だから、当初あなたがおっしゃった、一般の商行為

の秩序を乱すということとまたこれはロジックは離れますよ。まして消費者という目から見ると、これはナンセンスですよ。これはどこにポイントがあるんだということになるんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(高橋俊英君) まあ、申しわけでもうも相すまないですけれども、パチンコの例というの、私が一時間余り話した中で非常にくだけた調子で話した分と、それから非常に理論的なといひますか、私どものほうから見ると――別に私は密着して話した覚えはありません。ただ、そういうふうな書けば書かれてしまうだけであると、その点はだからパチンコの例をもってすぐ直ちにスーパーに当てはめるといふ気はないんでござい

ます。おとりというものは何であるかということ

をただ言いたかっただけなんで、おとりを使えばその分だけほかの商品を高くしておるんだというお話でございますが、高くしなければおとりにならぬだろうと。私はそうではなくて、スーパーの仕入れ価格から見ても、その販売コストから見ましても、一般の小売業よりは低いのが通常だと思ひます。言ってみれば、かなり全体のコストは安い。ですからそこはほかの商品も比べてみれば、セルフサービスというのが主体であるといふ点もありませんけれども、販売の経費を節約して

ならそれで、お客さんは賢明に選択するわけですから、おとりなどを極端にやらなくてもやっていけるはずである、かように思うわけでありませう。

○藤井恒男君 どうも聞けば聞くほど私は納得いかぬのですがね。消費者ということを考えるなら、それは安ければ安い方がいいじゃないですか。だから、これはいまのお話を承る範囲では、消費者というものがもう視点じゃないと。要するに、業界内の秩序維持ということになろうと思うのだけれど、業界内の秩序維持ということを考えるなら、――その業界のどこをもち上げてどこをたた

くという意味じゃないけれど、やっぱりメカニ

ムをもう少し検討してほしいと思うのですよ。たとえば、安いというのセルフサービスというの仕入れということとを可能ならしめるものもある。いろいろな方法を講じて、あるいはその大量仕入れをするためにはリスクを負う、あるいはそのための資金量が必要、いろいろなからくりのものに品物というものの値段が構成されておるわけなんだ。だから歯みがき粉なら歯みがき粉一つ見てみても、その仕入れの態様とその販売の技術によって値が変わるのはあたりまえですよ。これは。そういつた産業の、同じ小売り商の中でもいろいろなかからくりのある中で、一つの現象をとらえて、それをおとり商品であり、それはまかりならぬなどということは、少なくともいまの流通を合理化し、合理化することによって安い品物を消費者に届けるということを目的として、小売商業振興法案もまた大規模百貨店の法案も、すべての法律をつくってこのようにしておるときに、どうも私は今回の公取のとられた再販制度の禁止、これはけっこうなことであれども、それとセットに、それをつくるがゆえに不当廉売も同時に掲げていくんだというこの行為は、いまの大多数の庶民に背を向ける行為であらうというふうには私は思わざるを得ないわけですね。これは幾ら論じても並行線をたどると思ひますし、委員長自身おっしゃったように、公聴会なども開いて十分意思の疎通をはかつて、

真剣に、慎重に取り扱うということでございます。それから、私が申したような声が多数あるということもどうか留意されて、慎重に扱っていただきたいと思います。それじゃ、公取委員長どうぞ。あとは事務局の方にお伺ひします。

本題に戻って、大臣にお伺ひいたしますが、産構審の――その前に、私は、今回のこの百貨店法については賛成いたします。賛成いたしますが、賛成するといふ条件としてちょっと視点を變えて私お伺ひしたいと思ひます。

それは、産構審の流通部会の通産大臣への答申の中に、流通近代化、消費者利益の確保の視点を法の中で明らかにする、このことを第一の目的にされておるわけですが、本法は、その目的に示されておるうちに、中小小売業保護の立場に立つて他を規制しようということになっておると思ひます。で、私はこのことは、現在のこの商業の環境の中で、大型小売業の伸展、それから資本の自由化、物価の高騰、あるいはコンシューマリズム、わが国の経済の高度成長と、それに伴う人口の大量移動、これらの要因を、あるいはこれらの要因のもとに時代が要請しておることと遊離しておるのじゃないだろうかという気がいたします。このことは、結果的に消費者利益に反することになるし、また、流通近代化を阻害して、ひいては、法の本来の目的である国民経済の健全な進展に逆行するマイナス効果をもたらす、こういうふうになるんじゃないだろうかかと私は思ひますので、この点大臣はどのようにお考えであるか、最初にお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のようないろいろな変動が、日本の流通界、消費者界に起こつてまいりました。それを調整することがおのの利益に合致するという段階に到達したと判定いたしましたので、産構審の流通部会の答申を尊重してこの法案をつくった次第でございます。百貨店、スーパー、それから小売り商店街等の関係を調整して、国民の願望する方向に競争の共存を行なわせる、そういう系列化をある意味において

勸告とかその他を使いながらやりつつあるわけでございます。

それと同時に、消費者利益ということをかなり重要視いたしまして、法文の第一条にもこれを掲げましたし、そのような観点も条文の中に若干取り入れておるところであると同時に、中小企業特に零細企業に対する配慮を重んじて、これも第一条に取り上げておるところでございます。そういうような観点から、総合的に見て、この辺をスタンダードにすべての関係を一応落ちつかせるということが現代において妥当であろうという考えに立って、この法案をつくった次第でございます。

○藤井恒男君 私は、産權審の答申にあるように、いま最も必要なことは流通の近代化である。そして、その流通を近代化することによって消費者利益の確保をはかることだ、これが産權審の第一目的にあらがっている。それにそぐう体制を法は施行しなければならぬ、これが私の第一の視点なんです。それに基づいて私はお伺いしておるのです。

しかるに本法は、さきにも申ししたことだけども、業界の業者、それは大規模と中小、こういうふうに分けるなら分けられましよう。その両者の利害調整に視点を置いておる。だから産權審が出したところの流通を近代化しなさいと、いまあらゆる産業の中で流通業が一番おくれておりますよと、これを近代化しなければ消費者保護の確保はできませんよということ、ポイントから本法ははずれて、いやしませんかと。本法はむしろそれからはずれて、両者の利害関係の調整機能を果たすということに視点が置きかえられておる。これは表面向きは消費者利益の確保と、これは法の中にも一、二カ条入っておりますけれども、しかし、流通近代化ということについては不十分である。いまこの国際化の進展する時代の要請に本法はこたえていない、私はそういうふうに思わざるを得ないのです。そういう視点で大臣はどういうふうにお考えであるか、お聞きしたいのです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 藤井委員御指摘のよ

うに、本法案の中には、業者間の調整的要素もまさに御指摘のようにございます。しかし、われわれは一面において、先般御審議願いました小売商業振興法という法律をもって、零細商店街等の近代化にかなり力を入れた政策を実行いたしました。それと同時に、百貨店、スーパー、それから商店というものの関係をスムーズに調整することによって、流通関係の不当なロスとか摩擦をできるだけ少なくして、そして競争の共存の中にお互いが発展し合い、近代化し合う、そういう努力をしてみようというスタンスラインをつくった、そういう考えに立っておるのでございます。

○藤井恒男君 いまおっしゃったように、公正な競争の中から近代化をはぐくんでいかなければならない、私もそうだと思います。いまの資本主義体制の中では、私は、経済活動というものは自由競争をたてまえにしておるわけですから、自由競争をたてまえにするということであれば、その新しく伸びてくる企業の市場参加というものをやはり歓迎しなさいかぬと思う。新しく時代の要請に沿った企業の市場参加というものを歓迎しなさいかならない。それとやはり古来の古い産業、それはある場合には非効率かも知れない。しかし、それに競争する体制を与えてやる。片一方シャットアウトすることによって近代化というものは生まれない。だから、伸びゆくものは伸ばす、どんな伸ばす。そういう中から非効率なところに競争体制の基礎を与えていくという側面がなければ、私は近代化というものは促されないと思う。

しかし本法では、どちらかと言えは新しい時代の要請に沿ったところの、伸びゆくものを押さえることに視点がある。これは私は片手落ちじゃないだろうかと思う。だから、中小小売り商の振興法案、なるほど別な法案でありました。これはこれとして、不備な点はあるけれども、私はまあけっこうなことだと思ふのだけれど、しかし、少なくとも本法で産權審の答申を受けて大規模百貨店というものに視点を置いて考えようとするなら、いまの私は、競争原理というものを考えなければいささか

片手落ちじゃないだろうかという気がします。さらに、もう一つつけ加えさせていただきます。完全な競争体制は成り立っていない。たとえば百貨店のときは、もう古くから派遣店員制度、あるいは仕入れ員を規制する措置が公取から勧告されておりました。いまだに多いところでは半分近くも派遣店員を擁しながら競争体制の中にある。このことも私は片手落ちだ、こういうふうにご考慮のわけです。したがって、いま言ったように、伸びゆくものについてどちらかと言えは、ただいままでの本法案審議の過程でも、いまある中小零細の小売り商に視点を置いて皆さん論じておられたのだけ、私は視点を替えて、伸びゆくもの、もつとはっきり言うならば、スーパーならスーパー、そういうものを規制すること、そのことがはたしていいの悪いのか、この辺のところをお聞きしたいと思ふ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 流通界に新しい要素が入ってきて、刺激を与えつつ競争していくというところは、確かに近代化あるいは消費者の便宜のために有用なことであって、スーパーはそういう役目も果たしてきたと思ふ。しかし、最近の実態を見ますと、各地におきまして地元の小売り商店等と摩擦を非常に起こしてきている。あるいはまた、百貨店等との間においてほとんど力は互角であるにもかかわらず、時間やそのほかの点におきましてスーパーは非常に、何と申しますか、アドバンテージを享有している。そういう面で百貨店との間に、ややもすれば必ずしも公正でない競争関係が生まれてきている。これは疑似百貨店という形でそういうものが出てきたことにもよりまゝです。それは法の不備にもよりまゝです。そういうような面から考えて、スーパーの機能を生かしながら公正な競争のスタートラインについてもらおう。そのスタートラインについて以上はどんなに発展してもけっこうです。ただし、もちろん地元との、商調協等による調整はございます。そういう関係に立ってございまして、スーパーの機能

やあるいはスーパーが出てきた意義というものは、十分これを評価しながら、それを角をためて牛を殺すというふうな考えに立ってやっているとではないというところを申し上げたいと思ふ。

○藤井恒男君 昭和三十七年に、通産大臣の諮問機関の産業合理化審議会というところが、このスーパー問題について一年以上にわたって検討を加えて大臣に答申をしておるわけです。その答申は、スーパーに対して新たな法規制を行なうべきではないという報告だったわけです。で、いわゆる流通革命の進展にブレーキをかけるべきじゃない、むしろわが国の流通政策は、基本的にスーパーの自由な参入を奨励することとそれ、規制することではない、これを推進していくべきであるというのが、昭和三十七年の通産大臣に対する産業合理化審議会の答申であつたわけです。十年経過しております。参考人の中内さんにも私もお伺いしたんだけど、スーパーの中にも、現在株式上場しておる企業は三社しかない。スーパーは現在そういう状況にあるんだけど、大臣がさきにおっしゃったように、もうスーパーというのはその意味において百貨店と比肩するだけ成長し切つておる、体制もできた、むしろそのことがいたずらに不当な競争を投げかけておるがゆえに、こいつを規制するんだというところまできておるのかどうか、十年間だけの变化ですよ。そういうふうにお考えの上でいまおっしゃったのかどうかですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) スーパーの中には、もう成熟したものが十分あると思ふ。ダイエーのようなものは、売り上げ額を見ましても、たとえば三越が四十六年の調査でありましたか、年間二千二百億円ぐらゐの年商であるに対して、ダイエースーパーは二千億円台にもう突入して、ほかの松坂屋とか、松屋とか、高島屋とか、そういうものをはるかに引き抜いてきている。それで、各地で問題を越えておるのは大体そういう特定のスーパー、力が余ってきているスーパーが多いようでありまゝ。でありますから、あるスーパーはすでに完全に成熟し切つてきてお

る。そういうスーパーが必ずしも類似百貨店の行為に及ぶというのではないかもしれないが、別に今度は類似百貨店の要素を持ってきたというものも、別の業者その他で出てきているものもあるわけでございます。そういう面から見て調整すべき段階に入ってきたとわれわれは判定したわけであります。

○藤井恒男君 これは事務局の方に、政府委員の方にお伺いしますが、その欧米の流通機構におけるスーパーの位置づけ、あるいはこの法の規制というものはどうなっておるか、この点をお伺いします。

むしろ欧米ではスーパーの規制というものはあまりなされていない。なお、どちらかといえば、スーパーと中小小売商との関係ということが摩擦を越えていない、スーパーの進出はわが国よりさらに多いというふうに思えます。で、欧州の傾向としては、中小小売商は漸次減少傾向にあるけれども、逆にわが国は、スーパーの進出があるものの中小小売商は漸増傾向にまだあるというふうなふうに思いますが、これらの背景のもとにいま申したようにスーパーの位置づけ、それから法の規制、あるいは中小小売商との関係は欧米ではどうなっているかということをお聞きいたします。

○政府委員(森口八郎君) 藤井委員御指摘になりましたように、確かにわが国におきましては、小売商はまだ漸増傾向にあります。ヨーロッパ等におきましては、やはりスーパーの比重が増大をし、中小小売商が減少しつつあるというのは、おっしゃるとおりの数字でございます。ただ、ヨーロッパ等におきましては、確かに百貨店法のように直接大規模小売店と中小小売店の間を規制する法規は現在存在いたしてはおりません。ただ、ヨーロッパ各国等においてつぶさに見ますと、都市計画等との関係もありまして、小売商の新規開店というものが何らかの形で制約をされる、大規模小売店の進出に際しても、ある程度そういうことを効果にして押えられておるといふ現状は

ございますが、御指摘のように、大規模小売店の進出に際して中小小売店との間に大きなトラブルがあったというふうな状態は、一、二の例外を除いてはないというのが現状でございます。

○藤井恒男君 そうだとすれば、欧米とわが国とは逆な状況を示しておる。そのことは、零細小売業の存立基盤というものがわが国には依然として存在するというふうなみにないかどうかならうかですね。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のとおり、欧米と日本におきましては買物の習慣の相違、あるいは地理的習慣の相違等々から見まして、わが国においては、やはり零細小売商の存立基盤は一般的にはまだ存在するというふうに考えております。いろいろな買物の調査の結果を見ましても、やはり近隣の零細小売商のほうが商品によつては便利であるというふうな調査資料がございます。

○藤井恒男君 零細小売商の近代化ということについては、中小小売商業振興法案のときにも種々御説明がございました。そのための融資助成措置も講ぜられておるわけですが、中小小売商間のいわゆる適正競争、これは価格引き下げ等良質のサービスを提供することになるわけですが、適正競争はどういう形で行なわれるか、行なわそうとするのか、これはどうですか。

○政府委員(森口八郎君) 商品によつていろいろ形態が異なるであろうかと存じます。商品を大きく分けてみますと、いわゆる買い回り商品と、もより商品という二つの範疇に分かれるかと存じます。やはり買い回り商品等につきましては、当然、小売商の側における専門的な知識、経験、商品に対するいろいろな消費者へのアドバイス等々が非常に大きくものをいう点であるかと存じます。それから、もより品等につきましては、先ほど申し上げましたような地理的な観点によつて、ある程度小売商の一つの小さいながらも商圏というふうな考え方が成立するというふうな考え方もあるわけでございますが、やはり消費者に対するサービスとか価格の低位さというものが一つの競争条件になるのではないかと考えております。

○藤井恒男君 その中小小売商の専門化、あるいは地理的なものですね、離れておるとか、あるいは住居に隣接しておる、こういう点はわかるわけですが、そうでない形で、たとえば繁華街を形成しておるような場合の中小小売商、同一品物を数店舗が別個に販売しておる、こういうところの競争条件というものを促進していくということと、近代化という意味においてみんなが寄り合つて共同仕入れを促したかどうかとか、建物をみんなで作つたらどうかというふうなことをお考えの向きもあるわけですが、このことは、いま言った特殊な専門知識、技術を要する小売商、あるいは地理的な要件を備えたところというものを除くなら、結局はそれをスーパー化する、あるいは寄り合い百貨店化していく方向になるんじゃないですか、つまるところは、どうですか、それは。

○政府委員(森口八郎君) 非常にむずかしい問題でございますが、全部小売商がスーパー化する、あるいは寄り合い化するという考え方も確かに考えられるわけですが、スーパー化、スーパーという定義でございますが、スーパー化、特に、生鮮食料品等におきまして小売商がだんだんセルフサービス化していくという意味では、御指摘の点は正しいかと存じます。それから、買い回り品等につきましては、だんだん寄り合い店舗化するというような方向も、一つの方向であるというふうに考えるわけですが、縦の寄り合い店舗化するというのも一つの方向であるわけですが、これもおの専門的な立場の商店が多数集合して客を引きつけるというのも一つの方向ではないかというふうに考えますので、適用の場合は、ケースによつていろいろあり得るかと存じます。

○藤井恒男君 時間がないから次に移らざるを得ないわけですが、営業時間あるいは休日の規制についてお尋ねいたします。

私は、営業時間、休日というものは、地域による日没時刻の相違あるいは立地条件、また、立地に基づく消費者の購買時間、消費生活の相違あるいは顧客数、売り上げ高さらには従業員福祉、こういったものをミックスして調整されるべきだと思います。

たとえば、東京などの場合を例にとつても、先般も申し上げたわけですが、通勤距離圏が非常に拡大されておる。まあ普通のオフィスは画一的に夕方五時ないしは五時半にしまふ、それからみんな帰宅するわけです。そうすると、近距離の者と遠距離の者とで家路につく時間帯が変わってくる、しかも生活態様が変化して、共働きということが一般化されておる。そういったことになれば、消費者サービスということを考えるならば、この閉店時間等を画一的に規制することはナンセンスだ。また、東京と鹿児島ではおおよそ時差が一時間ぐらい、こういったところも日没時刻が違うということもあるし、あるいは駅前といふなにかというふうなところによつて客層の流れも違う。したがって、この営業時間あるいは休日のあり方というものは、各業者間の調整機能ということではばきわめて簡単に考えられるし、操作することは可能ですが、消費者の立場から考えるならば、私は、自主調整機能による設定というものが必要であらうというふうに思ふんです。したがって、その辺のところを踏まえてどのようにお考えであるか。

さらに私、つけ加えさせていただきます。この商調協の中にやはりそこに本店する店の従業員を入れるべきである。なぜならば、これは現実的にこの例があるわけですが、たとえば、いま大分で問題になっておる例を私、ちょっと調べてみたんですけれど、大分では、三店ほど本店することについて商調協でいろいろ問題が出ておるんです。その中の一つの企業においては、この九月二十八日ごろにもう開店するという運びになっておる。で、その店は当然、当初の目的に基づいて従業員を現地採用して、訓練して試用期間の状態にあるわけ

です。ところが、商調協で売り場面積を三分の一に減らせようことになる、そうすると、まあ、これは単純比例ではないかぬでしょうが、人員は大幅に減じなければならぬ、解雇という問題が出てくるわけですね。

ところが、この地方に企業が進出しようとするときの普通の状態は、現地採用しろということが常識です。そのことによって現地の人たちに潤いを持たせようという計らいもあるわけなんです。地採をしたわ、商調協でこの問題がきまったら直ちに解雇だ、これはそこで働く人たちにとっての基本的な労働条件ですね、解雇の問題。あるいはこの開店、閉店の問題、これは労働時間を形成するわけだし、あるいは組交代、勤務態様を決定する要因になるわけです。これも労働者にとっては基本的な労働条件、労働時間、休日あるいは解雇という問題が、商調協によってきめられるということはいかかなものか。そこに労働者の介入する余地はないということにならざるを得ない。

商調協できまってきたからということによって解雇という条件が出てくる。商調協できまってきたがゆえに労働時間、休日の設定がなされる。そうすると、そこに働く人たちの労働基本権というものはどうなるのかということにまで及ぶものと私は思うんです。そういう意味では、商調協にはぜひ出店する店の従業員代表を入れて、そして、そこで十分話し合いをすべきだ。そこできまってきたものを今度はその店なら店の中に持ち込んで、労使の間でそれを具体化するための団体交渉が行なわれるべきだというふうに私は思うんです。こういう点についていかがであるか、あわせて伺いたいと思います。

○政府委員(森口八郎君) まず第一の、閉店時刻の問題でございます。

御指摘のとおり、やはり地域によって日没時間等が異なりますし、それから、その地における消費者の買いもの習慣等も異なっております。したがって、閉店時刻等が一体何時がいいのかというような点につきましては、基本的には、地元における中小小売り商業の実情に合致する方向で決定するということが必要であるというように考えております。法律の第九条で、閉店時刻等については届け出の義務が課されておりましたが、これは、法律で一律で定めまして閉店時刻を越えるもののみが届け出の義務を課されておりましたが、これを越えるものについて問題があれば、勧告、命令等が閉店時刻等について当該小売りに出されるということになるわけです。そういう勧告、命令等を行ないます場合には、当然、先生おっしゃいましたような事情を踏まえまして、消費者の利益を害しないよう十分配慮をして運用をしたいと思いますというように考えております。

それから第二の、商調協に労働者の代表を参加させたらどうかという問題でございます。まず、その一例として出されました大分の場合でございますが、大分の場合、実際の店舗の調整率で地元できめましたものは、最高一三%の調整でございます。したがって、雇用関係等に決定的な影響を及ぼすほど大きな削減はこうなっております。それから商調協は、再々御説明申し上げておりますとおり、大規模小売店舗と中小小売り商業者の調整をはかる場でありまして、当然これを行なうにあたりましては、一般消費者の利益が非常に大きな問題でございますので、商調協の中には一般消費者の代表が入っていただいております。か、全体の観点から公平を失わないように、学識経験者等にも相当数入っていただいております。でございます。こういう任務を持ちます商調協といたしましては、確かに、調整した結果が労働問題に間接的に影響するということは事実でございますが、直接的には影響いたしませんので、そういうような立場を配慮して商調協のほうでも調整を行なうというように指導をいたしてまいりたいと思っております。なお、商業活動調整協議会あるいは大規模店舗審議会等には、利害関係人として労働者代表の方が、御意見があれば申し出るということも可能でございますので、そういうようなお申し

出があれば、十分考慮した上きめていきたいというように考えております。

○藤井恒男君 商調協にも、直接利害関係者という状況が発生する場合には、労働者の意見というものを取り入れる余地があるというふうにいままの御答弁で解してよろしいですか。

○政府委員(森口八郎君) 商調協の中には当然、学識経験者と広く一般的な考え方を持った人がおられますので、労働者の申し入れがあればその申し入れと、それから大規模小売店、中小小売店、商の利害調整という二つの両点を考えあわせて、労働者側の言い分も取り入れていきたいというように考えております。

○藤井恒男君 じゃ、公取に質問しますが、この仕入れ方式の問題についてでございます。小売業者がその自己責任により商品を仕入れ、そして販売するのは当然の姿と思うわけですが、百貨店は、名目的には買い取り仕入れということが多く行なわれております。御存じのとおりだと思っております。このことは、実質的には取引上優位な立場にあるために、特殊指定第一項第五号、これを悪用する。例で申しますと、百貨店側で納入業者の返品申請用紙というものをあらかじめ作成しておいて、納入と同時にこの用紙にサインする。このことでこの特殊第一項第五号を免れる。要するに、自由返品ということにつながるわけなんですけれども、これでは実質的に特殊指定の趣旨に反するし、不公正な取引方法ということになるわけです。で、これをどのように規制していくのか、あるいは、現在、そういった商習慣というものが百貨店に現にあるわけですが、それを御存じであるか、いなか、お聞きしたい。

○政府委員(吉田文剛君) 先生おっしゃるとおりのような、返品申請用紙を作成して、それに対して納入業者が記入をすれば簡単にこれは返品ができるというものは、確かにこれは問題でありまして、第一項五号の脱法行為的な強いというふうにお考えですが、こちらではまだ実態を調査しておりますので、調査をいたしましてそういう

事実があれば、これはきびしく規制をしていきたいというふうに考えます。

○藤井恒男君 これは事実たくさんあるんです。一べん調べて、これはおっしゃる通りに明らかに脱法行為ですから、しかも優位な者が劣位な者に強制することになる。調べていただきたいと思っております。

それから、百貨店からの返品というのは、スーパリーや一般小売りに比べて、質、量とも大きく違っております。シーズンはずれのものが多く、大量である、あるいは商品の汚染度が高い、またプライベートのブランドであるというようなことで、納入業者が処分できない、返品を受けた場合に、結局、納入業者が泣かなきゃならないということになるわけだけども、これを改善するために、限界返品率というのを設けて返品規制を具体的に行なうという方法がとられないかどうか、あるいは百貨店のほうに、このような具体的な規制というもののついて動きをとるつもりがあるかどうか。

私、一つのこの例を申し上げますが、昭和四十七年三月—四十八年二月のおよそ一年間の東京における返品率、値引き率の実態をちょっと申し上げます。これはA社、メリヤスはだ着、セーターなどを販売しておるところが、百貨店との間に行なわれた返品、値引きなんです。大丸が一四・三%の返品率、松屋が一・二・九%、三越が九・五四%、松坂屋が九・四二%、西武が九・〇六%、高島屋が九・〇三%。およそ一割以上は返品しておるわけですね。それから値引き率においても、高いところでは西武が五・〇四%、大丸が三・四三%、三越が二・二八%、伊勢丹が四・二三%、こういう実態にあるわけなんです、いま言うところの仕入れの問題、きわめて私は重要だと思ふ。要するに返品という問題も、それによってリスクをカバーする、そしてそれが競争条件につながる、片方はリスクを負って大量仕入れして販売する、こうなってくると、これは適正な競争とは言えない。この辺についてのお考えをお聞かせ願います。

○政府委員(吉田文剛君) 先生がおっしゃるように、境界の返品率でございますが、返品率は、確かにいまおあげになりましたように大体一割をこえているような状況でございますが、境界の返品率をきめて不当返品を規制するということが、確かに一つの方法であるというふうに考えますが、どの程度までの返品率を境界の返品率とするのが適当であるかどうか、また、境界返品率をきめると、理由のいかんを問わずそのまでの返品が許容される結果にならないかどうかといったような問題がございます。実際上、一律に境界返品率という線を引くことは困難ではないかというふうに考えております。確かに、百貨店の返品率あるいは値引率についても、好ましくないという点は認められますけれども、一律の境界返品率というのはむしろいいんではないかというふうに考えております。

○藤井恒男君 これは通産省のほうでも、返品の問題については行政指導で十分注意していただきたいと思ふんです。

次に、百貨店では委託仕入れあるいは売り上げ仕入れ方式が多い、これが現実です。この委託仕入れや売り上げ仕入れという方式を採用するということは、ことばをかえて言うなら、百貨店が小売業者ではなくて貸し店舗業というふうなことになるざるを得ない。本来の小売業者のあり方については反しておるというふうに思ふんです。これは私、公正取引委員会から資料をいただきまして、四十八年一月現在で、人員別だけ、A店においては本店員と売り上げ仕入れ店員、手伝い店員の比率など比較してみると、もう本店員というのは半数だというふうなことになるでしょうわけですね。これはほんとうの小売業者という商習慣ではない、もうこうなってくると。特に衣料品の場合などは、保存のできない食料品とか、あるいは貴金属というふうなものとか根本的に違つて一般的な商品というふうになるわけなんです、これはやっぱり私は、百貨店側が的確なマーチャンダイズを行なつて、自己責任で仕入れて販売を行なうべき商品だと思ふんです。それが委託仕入れや売り上げ仕入れによつて自分のリスクを回避するといふことは認めるべきじゃない。したがつて、衣料品の場合などは、委託あるいは売り上げ仕入れ方式を具体的にきびしく規制すべきだと思ふんです。

従業員数においても、いま申しのように、売り上げ仕入れ売り場の従業員は派遣店員ではないといふのが公取の解釈になつておるんだけど、しかし、どのような仕入れ方式であつても、あくまでも百貨店の商品を販売するということであるなら、販売責任というのは百貨店にあるわけですから、当然これは派遣店員とみなすべきだと私は思ふ。公取でいただいた資料の中で、たとえばC店のごときは本店員が五四・三%、売り上げ仕入れ店員が二四・七%、手伝い店員が二一%、まさに半数。これは、売り上げ仕入れ員が手伝い店員じゃないという公取の解釈になれば、手伝い店員は二一%と、こういうことになるんだけど、実際は、本店員というのは半数の五四%しかおらぬ。こういうことになつておる。これはひとつ政府委員のほうでどのようにこの辺のところを考へておられるか、このまま放置するのかどうか、あるいは公取は、この売り上げ仕入れの従業員を手伝い店員とみなさないのかということについてお伺いします。

○政府委員(森口八郎君) 百貨店はいろいろ発生形態もありまして、自分の店舗の中であらゆる商品を売らなければならぬ。商品を売る場合に、その流通経路あるいは専門的な知識、そういうものが不足であるというふうなことで売り上げ仕入れ、委託仕入れというふうな部分が残つておるのではないかとこのように考へております。

ただ、売り上げ仕入れの問題は別といたしまして、御指摘のありました手伝い店員の問題、特に手伝い店員の数が二〇%弱になつておるといふような点は、公正取引委員会のほうでも、特殊な技術または能力を有する者以外の手伝い店員は禁止すべきであるというふうな御見解も出されてお

りますので、私どもとしては、早急に手伝い店員をなくするというふうな方向で百貨店業界を指導すべきであるというふうに考へておまして、現に、百貨店協会の内部におきましても、手伝い店員を全廃する方向に持っていこうというところで、現在その対策を検討中でありまして、近いうちにそういうふうな考え方が出されるということをして私のほうは期待をいたしておるわけでございます。

○政府委員(吉田文剛君) 確かに先生おっしゃるとおり、委託仕入れ、売り上げ仕入れといふのがかなり百貨店にございます。ただ、われわれの従来の解釈としては、売り上げ仕入れの店員は、これは手伝い店員ではないというふうな解釈をとつてきております。と申しますのは、大体売り上げ仕入れといふのは生鮮食料品店等、いわゆるその場所を借りてそこで店を出してやつてゐる店舗に多いわけでございます。その売り上げは百貨店の一応帳簿に入りますけれども、その場所代分を差し引いてあとは全部返されるというふうなことでございまして、これをいわゆる手伝い店員の中に入れるのはむしろいいんではないかというふうな解釈で、従来、手伝い店員の中に入れておりました。ただし、これは生鮮食料品等の特殊な場合に限られるわけでございます。衣料品等の場合にこういうことは好ましくないんではないかというふうな考へております。また、手伝い店員の問題につきましては再三特殊指定——昭和二十九年以来改善方を指導してきておりますが、まだまだ問題は残つておりますので、これはやはり全廃の方向に向かつて努力をいたしたいというふうな考へております。

○藤井恒男君 そうしますと、いま局長のお話によると、保存のきかない生鮮食料品とか、あるいは高価な貴金属というふうな特殊ケースを除いては、一般例として衣料品のごときものはその範疇に入らない、したがつて、これはもういった意味で指導していくというふうな解してよろしいですね。

○政府委員(吉田文剛君) その範疇に入らないかどうか、はっきりいふと私の考えだけでは申されませんが、むしろいいんではないかと、ですから、そういう特殊な場合を除いて、できるだけやめさせたほうがいいんではないかというふうなことは考へております。

○藤井恒男君 これはよく検討して処置していただきたいと思ふんです。

○政府委員(吉田文剛君) はい。

○藤井恒男君 それから、百貨店によつては取引上優位な立場を利用して、納入業者に対して中元、歳暮品の押しつけ販売を強要するという傾向が間々見られるわけだけれど、劣位にある納入業者はしかたなくこれに應ずるということになりかねないんで、これは特殊指定されていらないという問題ですが、明らかに不正取引ということになると私は思ふんです。この辺についてどのように考へておるか。

○政府委員(吉田文剛君) 確かに特殊指定にはございせんが、これは独禁法のいわゆる一般指定の十号、優越した地位の乱用規制という条項がございまして、場合によれば実態によつて判断しなければならぬけれども、その一般指定の十号に違反する場合もあるんじゃないかというふうな考へます。

○藤井恒男君 派遣店員のことについて多くの人も質問が出ておるので、重複するところを避けますが、公取は、この改善計画というものを四十六年一月末までに提出せよという警告を、昭和四十五年の十一月に発しておるわけですね。四十六年一月末、もうさかのぼること二年余になるわけだけれど、その間どうなつておるのか。いままでの範囲では、四十八年一月現在、全国百貨店での従業員数合計の一・九・五%、これは公取自身が発表なさつておる数字です。この数字は、三十一年時点では四%であつたわけですが、また四十年一月では一〇・五%、これが一九・五%にふえておる。二十九年十二月に公取が百貨店に対して不正な取引方法として禁止を告示している。それから十

八年経過している。先ほど申したように、さらに四十五年の十一月には、四十六年一月末までに百貨店における派遣店員を改善するように警告を出している。警告を出しているが、公取として、これは現象を単に放置しておけるのか。公取として、もう死文になったのかというところになる。警告を出しているが、百貨店はそれを無視しているのかということになるわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(吉田文剛君) 特殊指定が二十九年の十二月に出されたから、手伝い店員の事情は再三調査をいたしました。業界の自主的な改善努力を促してきたわけですが、問題はなおなお残っているというふうな考えられましたが、昭和四十五年の十一月、百貨店業者に対して改善方を警告したわけですが、それから三回にわたって各百貨店業者から手伝い店員の改善計画を提出させ、また同時に、その結果を報告させるというのは四十六年の一月、四十七年の一月、それから四十八年の一月の三回にわたってありますが、その実態を把握しまして、さらにその改善をしようというのを強力に指導してまいりました。それで、先生がおっしゃいましたように、ずっと前に比べますと、一九・五というものは確かに逆にならぬような数字になっておりますけれども、四十七年の一月と四十八年の一月を比べてみますと、四十七年の一月で手伝い店員の比率が全国で二〇・三%、まあ、多少この点では改善はされてきているようにございますが、こういうふうな改善ばかりを指導していても、なかなかこれは根本的な対策とならないということでございます。今後は根本的な改善策を講じなければいけないということ、これは百貨店業界に対して、業界のほうでも自衛的な動きはございまして、現在、どういうふうな手を打たたいかということとは考慮しているところでございます。今後とも強力に指導してまいりたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 大臣、お伺いしますけど、いまずっと議論しておるうちに、この百貨店における派遣店員というものは、明らかに、いま公取がしゃべったようにもう十年かかっておる。その間に減るどころかふえてきておる。警告しておるが、警告も、まあ、実数数字がふえておるということから言うなら無視しておるということになるわけですね。

これも公取から私にいただいた資料ですけど、地域別に見ても東京では店舗数が百一の百貨店、本店員数が五万六千人、売り上げ仕入れ人員が二万二千八百二十二人、手伝い店員が二万三千百人。明らかに本店員五万六千人に対して、売り上げ仕入れ人員と手伝い店員を加えた者との対比をするなら、もうフィフティ・フィフティの状態だ。これは大阪においてもそうです。だからわれわれが知らずに百貨店に入っていくわけだけど、百貨店に入っていくと、半分はその百貨店の店員じゃない、こういう状況の中で営業をしておるわけなんです。しかも、それが特殊な技術を要する人たちのことを手伝い店員なら手伝い店員として認めるというならともかくとして、まあ販売するには一年以上ぐらいの習熟を要するという人ならこれは別だけど、そうじゃない普通の若い女性の高卒の方とか、そういう人たちが百貨店採用というふうな、就職先は百貨店ということで採用されて、手伝い店員としてやっておるという、これは通産省としても、それは公取の仕事だというだけでは済まされぬのじゃないかと私は思うのです。で、これはやっぱり公正な競争、公正な競争ということとを言いながら、形を変えて言うなら、先ほど私が指摘したように、売り上げ仕入れの場合などを例を引くと、これは貸し借業じゃないか。本来の業は半分であって貸し借業だ、こういうことにもなるわけで、小売り商としての本来の任務からもう逸脱しておる。この辺はもっと私はきびしい行政指導が必要だと思ふのだけど、いかがですか、大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) お説のとおりである

と思ひます。そこで、本法案が施行されます際に、あらためて百貨店に對していまの手伝い店員の問題、不当返品の問題等については厳重に警告して、いろいろ対策を立てるように、また情勢によつては、抜き打ち的に地方の通産局の局員を派遣いたしまして監視する等の措置を講じたいと思ひます。

○藤井恒男君 時間が参りましたので、もうこれでやめざるを得ませんが、最後に大臣にお伺いいたします。

私は、この中小業者と大型店舗との調整のあり方というものは大切だと思ふのです。しかし、それを単に営業時間あるいは店舗の面積、建物主義で済ませる。あるいは施設の量的な面ということを押えて、競争条件を比較調整していくということとは、私はいかがなものかというふうに思ふのです。で、むしろ商品の配給機能あるいは取り扱い商品、消費者サービス、こういった質的な面で競争条件を整備するということに着目すべきだと私は思ふのです。

遺憾ながら本法案はそうなっていない。建物主義ということになり、その面からの調整機能しか果たさないということになっておることは、産商審の本来の流通業の近代化という面にそぐわないというふうに思ひます。むしろこの百貨店、スーパー、中小小売店のあり方というものは、相補完する、そして協力する、補完協力という方向で共存政策というものを先ほど言つた質的な面から考えていくべきだ。また、そういった中から中小小売り商というものの安定の方向を模索するということにならなければいけない。くどいようですが、私は、いま日本の各業の中で最も立ちおくれておるのが小売り商である、流通業であるというふうに思ひます。その近代化というものを促さなければならぬ。しかも、小売り商に携わる方がきわめて多いというこの現実的な面に沿つて、単なる調整機能ということじゃなく、もう少し前向きな流通近代化という施策を通産省としても考えていただきたいというふうに思ひます。この点

についての大臣の御意見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 確かに、量的な規制だけでなくして、サービスの内容につきましている。いろいろ検討する必要も出てくるだろうと思ひます。いろいろ御指摘の点につきましては、われわれも実態に即してその検討を加へまして、そういう改善を必要とすると思はれた場合には、勇敢にやていきたいと思います。

○須藤五郎君 質問の第一は、この法案では現行百貨店法の許可制を廃止して届け出制にしてありますが、この許可制と届け出制の違いについてまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森口八郎君) 産商審の流通部会の答申でも、大規模店舗業者と中小小売り商の利害の調整をはかる場合には、消費者の利益の確保というのを考えなければいけないというふうな答申が出されておるわけでございます。こういうふうな点から考えますと、営業を全面的に許可にかかわらしめるという点はあまりにもきつい規制でございまして、これを届け出制と改めたわけでございます。したがって、許可は、その効力が発生しない限り営業ができないわけでございますけれども、届け出は、一定の時日が経過すれば営業できるといふ点で本質的な違いがあるかと存じます。

○須藤五郎君 そうすると、この許可制を届け出制に変えたのは、消費者の立場に立つてやったことではなく、やはり営業する人たちの立場に立つて変えたということなんでしょうか。

○政府委員(森口八郎君) 先ほど申し上げましたとおり、むしろ消費者の利益の確保という点から考えますと、大規模店が出店をするということとを全面的に許可という行為にかかわらしめるということとはきつい規制であるというふうな考え方から、届け出というふうな点に改めたわけでございます。

○須藤五郎君 あとで、質問の中で明らかにしてまいりたいと思ひますが、そうすると、この許可

それからスーパ－の代表の方、また中小売り手の代表だという三人がここに出てみえました。そして三人の方々は、この法律を早く通してもら

たい、賛成だというような意見を持っておりました。私はその中小企業——小売り商の代表の方の意見を聞いて実は意外に思ったわけなんです。それで私は、そういう人たちの階層をよくそのあとで調べました。そうしたら、そういう人たちは、私たちが目標としておられるところの中小企業の小売り商の方ではないわけなんです。もっと上層部の、中小小売り商と言いながら、もっと大きい商いをしておるといいますか。要するに産を持った人たちで、いわゆる零細の人たちでないわけなんです。町の小さい商人ではないということが私はわかりましたので、それならばああいう意見も述べるだろうと、そういうふうに私は思ったわけ

です。私が問題にしているのはそういう階層ではなく、ほんとうの中小商業者ですね、小さい小売り商人のことを言っているわけですが、そういう人たちは、そういう場合でも発言の場とか発言の機会というものはほとんど与えられていないわけです。やはり町の大きいところですね、そういう人たちがそういう場でも出て行って発言をするということになるわけで、ほんとうのそういう小さい商売をしている人たちはそういう機会が与えられていない、そういうことだと私は思うのです。それは通産省としても認めざるを得ないだろうと思うのですが、そういうことに立つならば、もっとほんとうのそういう小売商人の意見をよく聞くということが、それから町の消費者の声を聞くというところが私は非常に重要だと思いますので、その点どういうふうにしてこれからやっていこうと考えておられるのか。もしもそうでなければ、そういう方向に通産省として行くべきではないか、こういうふうには私は思っているのですが、中曽根大臣、あなたのお考えはどうでございますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 須藤委員の御指摘の点は非常に大事な点で、私も同感の点が多々ございます。具体的認定、調整の場合には、地元の中小企業者、特に零細企業者の意見をよく反映させるようにしながら、円滑に調整するようにいたし

たいと思います。

○須藤五郎君 中曽根さん、ただ、ことばでそういうふうにおっしゃるだけでではなく、どういう形でそういう反映させることができるのでしょうか、どういう形で反映させようとお考えになっていらっしゃるのか、そこを伺っておきたいと思

います。

○国務大臣(中曽根康弘君) これは地元で商調協を開きますから、その商調協におのおの団体の方が意見を表明なすって、それを商調協が受け取って調整の材料にする、そういういろんな意見が出てきてこなせない場合には、届け出を正式に受理してスムーズに営業開始できるように状態に立ち至ったものとは認めないと、こういう方針をとっていきたいと思います。

○須藤五郎君 中曽根さんのその考えがやっぱりばに実現していきなればけっこうだと思ふのですが、実際にやってみると、そういうほんとうの零細企業者の意見というものはなかなか反映していかないというところを、私はこれまでの例でもはっきり言えると思うのです。だから、できるだけそういう人たちの声を尊重する、という立場で通産省としては指導をしていってほしい、こう思っています。どうぞそういうふうな心がけていただきたいと思ふんです。次の質問に移ります。

許可制を届け出制に変更した理由は何かということはいまも少し伺ったわけですが、衆議院商工委員会の論議を見ますと、おもな理由として、第一に、大規模小売り店の進出に備えて小売り商が共同防衛のために寄り合い百貨店をつくって共存するような場合まで許可制にするのは、中小小売り業を擁護するという意味からも苛酷である、これは通産省のお答えだったと思うのですが、第二は、スーパーなどの進出によって大量仕入れ、大量販売のメリットが消費者も受けられるが、きびし過ぎると消費者の利益に反する、こういうふうなことを衆議院の段階で答弁していらつしやると思うのですが、このような理解でよろしいのでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(森口八郎君) お説のとおりでけっこうかと思ひます。

○須藤五郎君 この七月三日の衆議院商工委員会、われわれのはうの神崎議員の質問に答えられて、政府は、大型店舗の進出に對抗して地元の中小小売り業者が寄り合い百貨店をつくる場合は、それが第三条に該当する場合でも、原則としてフリーパスさせる旨の答弁がありました。この席で一度この点を確認しておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(森口八郎君) 中小企業の寄り合い店舗ができて、それが大規模小売り店舗に該当する、というような場合は、実際上これは勧告あるいは命令の対象といつてもいいとは思ひません。ただ、衆議院でも議論があったわけでございますが、ひとしく中小企業といひましても、大企業のダミーでありますような中小企業がございます。大規模店舗につきましても、これはまた別個の取り扱いをせざるを得ないかと存じます。

○須藤五郎君 それじゃ私、ここでその衆議院の会議録を読みますが、これをもう一度、そのとおりだとおっしゃるならば確認しておいていただきたい。橋本政府委員の答弁です。「大型店舗の進出に對しまして、地元の中小小売商業者が寄り合い百貨店をもつて對抗しようとするような場合、中小小売商業対策として積極的に考えたい……」寄り合い百貨店のはうでございます。大規模小売店の進出に對しまして、地元の小売商業者が寄り合い百貨店を組織してこれに對抗しようとするような場合、しかも、そういった寄り合い百貨店が、第三条に定義いたしました大規模小売店舗内にある一応の届け出義務規制対象になつておるような場合でございます。そういうことも、ほんとうの零細中小企業が集まらざるやうとするときは、許可制の適用除外ということでは置けることではないですか、そういうことなら、何も法改正する必要がない、許可制を届け出制に変えてしまふ必要、どうですか大臣、どうしても許可制を届け出制に変えなければ、どうしようか、どうしていいか、御見解で

しょうか、どうでしょう。

○政府委員(森口八郎君) おっしゃいますとお

店には当初から認める方針であるということなんです。それならば法案は許可制にしておいて、これについては適用除外すればよいということに私はなると思ふんですが、なぜ法案は許可制を届け出制に変えてしまつて、そしてフリーパスだと、こういうふうになさるのか。これならば何も法案改正しなくても、適用除外ということでは置けるんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(森口八郎君) いま議論になつておりますのは、中小企業者が共同して寄り合い店舗をつくる場合であります。ところが、中小企業者ではなしに大手のスーパー業者が各階ごとに別会社を設立したしまして、それを寄り合い店舗のごとき外観を呈しながら大規模店舗で営業をしておるというふうな実態があるわけでございます。こういうふうなものを本法案によつて届け出の対象にし、勧告あるいは命令の対象にしたい、というのが一つの本案を出した趣旨でございます。そういうふうなものは当然対象になり得るということでございます。須藤先生がおっしゃつておりますのは、全くの中小企業者が集まつて寄り合い店舗をつくる、この場合には勧告あるいは命令の対象にしないということをお願いしたわけでございます。

○須藤五郎君 それはこれまでの許可制にしておいてもできることじゃないですか、あなたのいまおっしゃるようなことをやろうと思はばです。だから法を改正しなくても、ほんとうの零細中小企業が集まらざるやうとするときは、許可制の適用除外ということでは置けることではないですか、そういうことなら、何も法改正する必要がない、許可制を届け出制に変えてしまふ必要、どうですか大臣、どうしても許可制を届け出制に変えなければ、どうしようか、どうしていいか、御見解で

うなものの全般の調整をどうするかという大局的見地から許可制を届け出制に変えた。しかし、その届け出制というのはいわゆる事前審査制という届け出制でありまして、当局において適当でないと思われる場合には、勧告とかあるいは変更、あるいは情勢によっては営業停止命令、そういうものも出せるという強い内容を持つておるわけであります。一般的にそういうような大きなワクをつくりまして、そして実情に応じて、ということとは、つまり小売り零細企業擁護という面から見てわれわれが政策的に考えて、そういう面から商店街等が連合して寄り合い百貨店をつくるという場合には、それはもうフリーパスにすると、そういう関係に立つて中小企業擁護という面を政策的に打ち出して実行しようとするものであります。やはり普遍性の原理から見ても、大局的な大きなたてまえをつくつておいて、そして、例外的に特に保護する必要があるものについてはそれを例外的に扱うと、こういう事実上の取り扱いをきめたほうが妥当である、そう考えるわけです。

○須藤五郎君 そうなると中曾根さん、私の考えとはだいぶ違うんですね。私はむしろ、百貨店や大スーパーの進出を規制するという立場に立つならば、小売り商を保護するという立場に立つならば、許可制をそのままにしておいて、そして規制をきびしくしていくというほうが正しいように思います。そうして、小売り商が要するに集まってスーパーをつくるなりやろうとする場合には、やはり適用除外という形でそれを認めていくというこのほうが正しいんではないか、そのほうが完全にやっているといるんですね。そこら辺はそういう考えを持つておるんですね。そこら辺になると少し考えが対立するわけなんです。なぜ許可制を届け出制にしなければならぬかという点で私はしっくりとしないわけなんです。どうも私らの考えでは、やはりこれはスーパーなり百貨店の進出が、許可制よりも届け出制にしておいたほうが進出がしやすいんだと、だから許可制を解いて届け出制にしたんだという感じがするわけな

んでですね。そうして、それじゃというのと、小売り商もこういうふうにはやたらできません、それはフリーパスで認めますと、こういう一方であなたたちは逃げ穴をつくつておるわけですからね。そこらどうしても私は釈然としませんがね。どうですか、その点は。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり、業界に刺激を与えて前進していくという形が大事だろうと私は思っています。そういう意味において、許可制から届け出制という形に一応踏み切ったことはかなりの刺激でもあると思います。スーパーというものが出てきて大衆が非常に便宜になったということも事実でありますし、物価政策に協力したということも事実であります。先ほど藤井委員が、先生お見えになる前にそういう点もだいたい強調なされたところであります。そういう消費者の意見、消費者の利便ということもまた考えなければならぬのであります。だいたい、じゃ、スーパーが自由を乱用して何でもやれるということにしてよいのかというところは、そういう調節の非常に微妙なところをいまのような届け出制という形で適当にあんばいして、現時点に合わせるようにしているわけであります。

○須藤五郎君 最後のところへいくという認識の間違いだということ、もの別々のような形になってしまふのは残念だと思ひますが、私の意見も、あながちむちやを言っているとは私は思っておりません。それじゃ、次の質問に移りましょう。そうすると、届け出制にすることが消費者の利益になるかどうか、こういうことをいま私は申し上げたわけなんです。ところで伺いますが、規制対象売り場面積を十大都市で三千平方メートル、その他の都市では千五百平方メートル以上とした具体的な根拠はどうかという点を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(森口八郎君) 先ほど御説明申し上げましたとおり、スーパーの経営面積、経営規模をとって見ますと、千ないし千五百が一歩経営効率のよい店舗であるということになっております。したがって、小売り業者に脅威を与えるのは、千ないし千五百がむしろ脅威を与える。その店舗の面積が脅威を与えるから、そこを規制対象にするべきであるという議論が一つございます。

それから、店舗面積を上げろというほうは、一般の小売り商も、それから百貨店の面積も、この百貨店法制定当時に比べて面積が二倍になっておるといふ点から、平均的な面積の増大に合わせて面積を上げるべきであるということをお願いしたわけでございます。

○須藤五郎君 私の聞きそこないだったかわかりませんが、さっきあなたは、面積を下げろという意見は小売り商業のほうにある、面積を上げろという意見は消費者のほうにある、こういうお答えでしたから、ちょっと私はふしぎに思つたわけなんです。どうなんですか。賛成なら何で賛成するかという一いままなたの話を聞いてみると、どうもおかしいと思ひますがね。

○政府委員(森口八郎君) 規制の面積を下げますと、影響をこうむる店舗の規制の範囲がそれだけ拡大するわけでございます。したがって、現行ですと千ないし千五百の店舗は自由につくれる

○国務大臣(中曾根康弘君) その点はやはり須藤先生と私の認識の相違のようでございまして、われわれはそれが正しいと思ひますし、大部分の皆さんもそういうお考えに立つておるのではないかと思います。

○須藤五郎君 消費者の利便をはかるためには、別に許可制を届け出制にしなきゃならぬということとはないと私は思ひます。許可制でも十分に消費者の利益を守ることではできると思ひます。それで届け出制にするというのと、不作為の場合には訴訟の対象にならないというふうな、こういうことになりまして、やはり被害を受ける周辺の小売り業者は迷惑をこうむるということにつな

がたつていくと、私はこういうふうな思ひます。消費者消費者とおっしゃるならば、それは許可制でも十分守つていくことができる、そういうふうには私は考えますが、どうですか。

ということですが、それを規制の対象の中に入れて届け出し、あるいは勧告命令の対象にすれば、それだけ小売り商業者の利益がふえるのではないかと、小売り商の一部の方が言われたというのを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 大都市と、それ以外の都市に分けてみて、スーパーの上位二十社につきまして、売り場の規模別分布を数と比率で示していただきたいと思ひます。また、系列店についてもあわせて示していただきたいと思ひます。

○政府委員(森口八郎君) お尋ねはスーパーであるかと思ひますが、スーパーマーケットで千五百メートル以上の面積をとって申し上げます。

千五百—三千平方メートルの間に位置しますスーパーマーケットは、全部で二百八十二店ございまして、これは大都市にはございせん。それから、三千—六千平方メートル未満の店舗は、六大都市に六十二、その他の都市に二百二ございまして、それから六千平方メートル—一万平方メートルの店舗は、大都市に二十九、その他の都市に百二十二ございまして、一万平方メートル—二万平方メートル未満の店舗は、大都市に二十、その他の都市に四十三ございまして、それから二万平方メートル以上の店舗は、大都市に三、その他の都市に四とございまして、合算して、大都市に百四十四、その他の都市に六百五十三、合計七百六十七ということとなっております。

なお、先ほど大都市の千五百—三千平方メートル以上のものがないというように申し上げましたけれども、これは調査をいたしておりますので、ないという意味で申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 系列店についてはどういふことですか。

○政府委員(森口八郎君) 系列店というのはどういう意味でございましょうか。

○須藤五郎君 ダイエーならダイエーというスーパーがあるかといふ、その系列店はどういうふうになっているかといふこと。

○政府委員(森口八郎君) ダイエー等につきましては系列店がどのくらいあるかという点は、いまちょっと手元に資料がございませんので、別途御報告申し上げます。

○須藤五郎君 それじゃ、あとで出していただきたい。次の質問に入ります。

産業構造審議会流通部会第十回答申によりまして、一店舗当たりの平均売場面積は八百三十二平方メートルとあります。またダイエーを例にとりましますと、九十七の店舗を持ち、各地に店舗を展開しておりますが、この他にサンヨーという系列会社を持っておりますが、首都圏に二十五の店舗がありまして、その平均売場面積は二千三百二十五平方メートルになっております。間違ひがあったら訂正してください。さらに、日本百貨店協会の関係小売り企業調査報告によりまして、百貨店が経営しておりますスーパーは、一店舗当たり千二百四平方メートルの売り場面積であります。いずれも今回の法律の規制の対象外となる広さであります。この答申によりまして、店舗別に見れば、千平方メートルから千四百九十九平方メートルのものが売り場面積当たり、従業員当たり販売額が最も大きく、営業経費も最も低くなっております。一つの最適規模を示していると思つております。このような規模のスーパーはすべて今回の法律の対象外になっておられると思ひます。

通産省は、今回の法律でこれまで規制の対象とならなかつたスーパーを取り込むのだと説明してききましたが、実際にその網にひかかるのは、大都市の中心にあるような一部の大きな店舗のみであり、各地でスーパーの進出で中小の小売り業者に打撃を与えている現状はほとんど改善されないと思ひます。そして、地元の小売り業者に被害が及ばないように通産省は指導するといひましても、冒頭の質問で明らかにしましたように、中小小売り業者を確実に守れる保証はないと思ひま

す。スーパーが、規制対象外の店舗をその力にものをいわせて各地に網の目のように展開するならば、地元の中小小売り店が大きな打撃を受けることは明らかであると考えられます。結局、この法律は、百貨店やスーパーの進出をややすくすることを目的としたものであるといわれてもやむを得ないと思ひますが、通産大臣はどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(森口八郎君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、確かに千五百平方メートルのスーパーマーケットは経営効率のよい店舗であります。また、相当数のスーパーマーケットが千五百平方メートルの間に入ることも事実であります。ただ、本法案で問題といたしておりますのは、顧客吸引力のある大規模店舗であります。経営効率の問題ではなく、大きな店舗をかまえて顧客の流れを変えるような大規模店舗、顧客の流れを変えることによって、周辺の中小小売りに非常に大きな影響を及ぼすような大規模店舗の設置についてこれを調整しようというものであります。また、現実のスーパーを見ましても、確かに千五百平方メートルのものは相当数ございまして、日本のスーパーでは、先ほど御説明申し上げましたように、わりあい千五百平方メートルをこえる店舗のスーパーが多いわけでございまして、したがって、本法案が通りますれば、スーパーのうちの特に大規模店舗は本法案の規制の対象になるわけでございまして、その結果、先ほど申し上げましたように、顧客吸引力がきわめて強い大型スーパーが本法案の規制の対象になることによりまして、中小小売り商業者の利用機会の適正な機会が確保されるというように私のほうは考えております。

なお、先ほどの御質問にございましたスーパーの系列の問題でございますが、御説明申し上げました子会社というわけではございませんが、いわゆるダイエーグループに属しますものは、東京にございましてサンヨーとか、あるいは高知スーパー

マーケットとか、あるいは防府にございまして丸久とか、秩父にございまして宝屋等々の店舗がございまして、西友グループには京都のコマツストア、あるいは金沢のいとはん、東京のオーケー、長野の魚力というような店舗がございまして、いずれも共同で仕入れをするということで業務提携をしております。共同仕入れあるいは共同の商品開発というふうなもので提携するというのが主たる内容となっております。

○須藤五郎君 あなたのいまおっしゃったように、スーパーとして従業員と売り上げ高との比率の最も効率のいいのは大体千平方メートル前後ということですね、これがこの法律の除外例、規制外になっているわけですね。ということは、今日、そういうスーパーがどんどん規制外になって全国的にふえていく、そういう傾向にあるわけですね。そうしたらやはり、そこがうんともうかって効率のいい商売をするということ、付近の小売り商業が迷惑をこうむる、こういうことになるわけですね。そこがよくて、そうして小売り商もよくなるというこはいい。国民の購買力はある一定でございまして、そこがうんともうかるといふことは、まづておりますから、そこがうんともうかれば、こつちはマイナスになっていくということは当然のことだと思ふんですね。だから、そういうものを小売り商が希望するといふのはおかしいじゃないかと思つて私はさつき質問したわけなんです。それが、そうじゃないですか、そうでしょう。それをあなたは逆に、何だかそういうふうにするのが小売り商の利益になるようなことをおっしゃるから、私はふしぎでしようがないですが、そこは、どういふふうに説明なさつたらいいですか。

○政府委員(森口八郎君) 日本のスーパーマーケットの現状を考えてみますと、たとえば、四十二年八月から四十八年六月までのチェーンストア大手十社の規模別の店出状況を申し上げますと、全体で百四十三店出店をいたしておりますが、そのうち規制規模以上のものは百二十二店ございまして、規制規模以下のものが二十店ということでございます。しかも、一番経営効率がいいと

私が申し上げました千ないし千四百九十九の店はわずかに九店にしかすぎないわけでございます。したがって、一応規制の規模を千五百といたした場合には、ほとんどのチェーンストアやスーパーマーケットがこの届け出の対象になるというように私どもは考えておりますので、先生がおっしゃる通りに、千五百以下のものが大きく小売り商の利益を害するということにはならないのではないかと考えております。

○須藤五郎君 いや、いま私は申しましたが、その程度のスーパーが最も効率をあげておるといってお話だったのでしよう。効率をあげておるといことは、一方には効率の下がる面が出てこないと話が合わないと思うんですね。そういう効率をあげたスーパーがほとんど全国的に広まっていって、効率がよいということ、広まる性格を持つておられます。だから、全国的にそういうものがあつていくでしょう。そうすれば、中小小売り業者が困るという状態がだんだん深刻になってくる、こういうことも言えると思うんですね。あなたの方がいかに行政指導で小売り業者が困らない、被害の及ばないようにしようといつても、現実にはそういうことになってくる、私はこういうふうにも思うわけです。そういう点からいって、この法律は、やはり百貨店やスーパーの進出をやりやすくするために、それを目的としてつくられたものだというふうに言われても私はやむを得ないと思うんですが、この点、実際に困つておる小売り商の人たちにどういうふうにあなたは説明していかつておりますか、どういうふうに納得させますか。

○政府委員(森口八郎君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、千ないし千五百の店舗が数字上から見ますと経営効率が低いことは事実でありますから、現実のスーパーマーケットの経営者にとつて千ないし千五百の店舗をたくさんつくる計画があるかということになりますと、私が先ほど四十七年三月から四十八年六月の店の状況について御説明申し上げたとおりであります。これ

は単に経営効率の問題ではなしに、大規模店が客を寄せることができるというような点を勘案して、やはり、現実の日本にございますスーパーマーケットの経営者が大規模店のほうに力を入れておる、大規模店に力を入れておるがゆえに、大規模店の周辺の小売り商との紛争が続いておる。私どもが聞いておりますところでも、現実にはスーパーマーケットと小売り商との間で紛争が起きますのは、やはり千五百平方メートル以上の店舗を主としたしておるわけであります。したがって、先生の御懸念のような点は、私はあまりないのではないかと考えております。

○須藤五郎君 それじゃ、むしろそういうふうな意見をとり得るならば、何でそういう大規模のスーパーに対して許可制をとつて規制していくというふうに考えないんですか。そこはどういうふう

○政府委員(森口八郎君) こ二十年來の変化を見てみますと、いろいろ消費者の趣味、嗜好に変化が起つておるわけでございます。たとえばワンストップショッピングとか、あるいはいろいろな多彩な商品を一カ所に並べておる、そういうような点に魅力を感じておるわけでございます。したがって、私も本法案を出しましたものも、大規模店舗という形態に着目をして、大規模店舗の進出について中小小売り業者との間を調整をいたしたいというように考えたわけでございます。大規模店舗の進出と中小小売り業者との間の利害の調整という方式の問題について、許可制をとるか、届け出制をとるかということにつきましては、先ほど大臣が御説明申し上げたとおりでございます。私も、届け出制のほうが現在のいろいろな状況に合致しておるといふような考え方のもとで、届け出制ということで大規模店舗法案を提出したわけでございます。

○須藤五郎君 えらいくどいようですが、それじゃ、許可制を届け出制にすることによって中小小売り業者の利益がよりよく守られるか、そして大規模のスーパーとの、百貨店との摩擦をどうし

てなくしていくことができるか。今日それがあつて、これを許可制を届け出制にしたからそれがなくなるというお考えですか、どうなんですか。そこが私にはどうしてもわからないですよ、あなたたちの言っていることは。

○政府委員(森口八郎君) 私どもは、再々御説明申し上げておるような考え方で届け出制をとつたわけでございまして、小売り業者との間のいろいろな問題もあろうかということを考えて事前審査をいたし、大規模店舗の届け出が出てきた場合には、小売り業者の事業機会の適正な確保が、大規模店舗が進出することによってできるかどうかということと事前審査をし、問題があれば通産産業大臣が勧告をいたし、さらに、勧告が聞かれない場合には罰金を伴う命令をかけるというところまで考えておるわけでございます。したがって、そういうような意味では、届け出制は許可制にかつたわけでございまして、小売り業者の言つております事業機会の適正な確保というところは本法案で十分担保されておるといふように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 あなたの答弁で全国の小売り業者が納得するか、安心するかというところは、これは別問題だと思ふのです。なかなかみな安心し、納得はしないと思ふのです。もう一つのほうには、不作為のあれは対象にならないというようになことにもなつてゐるし、ちゃんと逃げ道がつくられてゐますからね。だからそういうことでは、どうもこの問題は私は解決しないように思ひますよ。しかし、これは押し問答しておつてもらふのあかないことだと思ひますから、問題を私はこういうふう

に提起してまいりますよ。

じゃ次に、これを別の側面からお尋ねしますがね。さきにあげました産權審の答申でも指摘されておりますし、現に進行しておる系列化の問題ですが、衆議院商工委員会がこの法案を審議しました際、わが党の神崎、野間両議員が、商社、スーパー等の系列化について質問しました。御存じのとおりです。その後、この状況について皆さんは

調査したかどうか、調査しますというお話だった。その後調査ができておりますか。できてゐるならば報告をしていただきたい。

○政府委員(森口八郎君) 恐縮でございますが、須藤先生のおっしゃつておられますその後調査すると申し上げたものというのには、どういう意味でございましょうか。

○須藤五郎君 スーパーの系列化ですね、その実態ですよ。それを尋ねたとき、まだ手元にそれはできてないから調査しますと、こういうことですね。で、調査したとすれば、どのような経過になつたかを私は報告してもらいたいと思ふのです。報告してほしい内容は、株式の持ち合いなどの資本面からどうなつておるかということですね。それから融資の状況はどうなつておるかという点、それから人的交流です。それから仕入れの関係、おわかりになるでしょう、そのことは、それから販売提携の問題、それから設備のリースなど、こういう問題について詳しく説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(森口八郎君) スーパーの系列化の問題は、先ほどダイエーグループと西友グループについて一応例示をもつて御説明申し上げたところでありまして、それから、百貨店のスーパー分野への進出の問題が次にございます。これは百貨店業界の調査によりまして、スーパーを中心に関係小売り企業を有する百貨店は五十四社を数えております。で、この五十四社が有します関係小売り企業の数はい百三でありまして、五百三十七店舗でございます。百貨店とスーパーとの関係は以上のとおりであります。

〔委員長退席、理事船木亨弘君着席〕
それから、商社との小売り業系列化、特に商社とスーパーとの関係であります。これはまず、商社がどの程度スーパーに物を入れておるかということでございますが、一、二の例を申し上げますと、スーパーが仕入れております購入商品のうち、総合商社が占める比率は大体二、三%というのが

現状でございます。

それから、商社とスーパ一の株式保有の関係でございませうけれども、日商岩井、丸紅、三井物産、三菱商事、住友商事、伊藤忠商事等々が、ダイエー、長崎屋、いづみや、オーケーというようなところに若干の株式を持っておりませんが、特に、きわめて大きい株式比率を商社がスーパ一の中で占めておるといふような実態はございません。大体数%程度の株式を商社が保有しておるといふような実態に相なっております。

以上でございます。

○須藤五郎君 あなたは二、三%とおっしゃいますけれども、そうでないものもあるんじゃないですか。これは日経流通新聞からとった問題ですが、三菱商事が西友ストアとの契約で、西友ストアの仕入れる商品の二〇%を扱っているというように出ておるんですね。それからいって「二、三%というのは非常に低く見られた点じゃないか」というんですが。

○政府委員(森口八郎君) 私が先ほど申し上げました数字で、正確に申し上げたいと思います。

まず、スーパ一のN社に対しては総合商社が占めております。シェアというのは一・八五%であります。それから、D社に占めております仕入れ比率は三・〇%であります。それから、御指摘のありました西友ストアの問題につきましては、確かにそういうような資料は、日経流通新聞編の「豊かな時代の流通戦略」にそういう数字は載っておりますが、私のほうで西友ストアに確認をいたしますと、この数字は高過ぎるというように述べております。私のほうには、もう少し低い数字が総合商社の比率であるということです。

○須藤五郎君 低いというのはどの程度。

○政府委員(森口八郎君) ちょっと差はさわりがありますが、二・二%ということになります。

○須藤五郎君 二・二% はい、ということを書いておきます。

○須藤五郎君 この通産省の資料のCというところだ、二・二%というのは、ちゃんとここに

出ているじゃないか、A、B、Cで。わかりました。

私が調査した資料じゃないから、それ以上私は追及することはできませんが、要するに、やはりその販売提携とかいろいろな問題で、大商社とこのこういうところは結びついていくわけですね。そうして、大商社から資本も出ればいろいろな設備もする、それが全国的にとどろく広がっていく、こういう傾向にあるわけですね。いま、大臣が一時には退席をしたいという申し出がありましたから、ちょっと大臣にまず質問をいたしたいと思っております。

最近、物価が高くなって困るのと言っている。それで、この流通の近代化によりまして、物価が一体下がるのかどうかというこの問題ですよ。どうでしょうか大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 物価を下げる要因はほかにも幾つもありませんけれども、近代化しないよりも、近代化したほうが下がる条件は整ってくると思います。

○須藤五郎君 それはばく然たる答弁で、まあ私は、こういうふうに通産省の近代化したら、こういうものが値段が下がったんだと、こういうふうな実態をもってお答え願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 少なくとも流通段階が多過ぎたり、あるいはその過程においてマージンの取り方がひどかったりする場合、物価は当然上がってまいります。流通段階が少なくなったり、あるいはマージンが薄くなったたりすれば物価は下がってくる、これは一般論として当然言えることだろと思うんです。

○須藤五郎君 もうこの問題は衆議院でも問題になったわけなんです、そのときに大臣は、こういうふうにお答えになられていると思うんですね。野間議員が、「このような大資本あるいは大商社、これらの近代化によって商品が安くなるかどうか、いわゆる消費者の保護になるかどうか」とい

う質問をいたしましたときに、大臣の答弁は、「これは担当するものの心がけにもよるのであります。べらぼうなもうけをしようと思つたら、おっしゃった垂直統合のような場合はこれが硬直してきて、おとりやえさはいけません」というような答弁をしていらっしゃるのです。それは心がけ次第だということをお答えになっておられると思うのですが、それでは、今日のスーパ一や百貨店の人たちにその心がけを求めることができるかどうか、こういうことなんですか。これはどういふふうにその心がけを求めていくことができるのでしょうか。心がけ次第だといふんだから、心がけが直らなければ、やはり物価は、流通の近代化がなされても物価は下がらぬということになりませんか、どうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 野間議員に対する私の答弁は、前といろいろ関連のある答弁であつたと思うのです。単に心がけだけだといふ意味ではないと思うのです。設問のほうはいろいろの問題が投げかけられてあるんじゃないかと私は思います。

もちろん、もうけようと思つて手数料なんかをよけい取れば上がります。しかし、大衆に奉仕するという薄利多売の精神をもつてれば下がります。だから、売る人の心がけも非常に重要なファクターであるかと思ひます。八月、七月以来のいろいろな物資の不足で値が上つたという中には、やはり一部にそういう屯積と申しますか、先行きを見ればばくは倉庫に置いておこうと、そういう考えを持った人ではないかと、いろいろ當時新聞や何かにも言われましたけれども、そういう精神を持たれたらこれはもう上がる。しかし、こういうときこそ大衆に放出して奉仕しようというこにしなければ下がってくる。やっぱり思惑その他で物価は上がつたり下がつたりしますから、心がけも非常に大事なファクターであると思ひます。

○須藤五郎君 その例にびつたり合うかどうかは別として、

〔理事 鈴木幸弘君退席、委員長着席〕

流通の近代化という問題が非常にやかましく言われました。そして、それが物価との非常な関連のあるようなことが盛んに言われておるわけですね。羽田飛行場に行く少し手前の左側に、東京物流センターという大きな建物ができております。私は、あそこには実は見に行きましたよ、どういふふうになっておるかということ。そうすると、ある百貨店ですね、それはワンフロアを全部借り切っておるのです。その借りる代金は敷金が何億円ですね。それから、毎月払う金も何億円という金をかけてそのワンフロアを独占しておるわけですね。そしてそこに行つてみると、下からトラックで荷物がどんどん運び込まれてくる。それがエレベーターで上に上げられる。そうしてそれがオートメーションでどんどんと整理されて、大きな倉庫にそれが納まつてしまふ。そうして、また出るときもオートメーションでそれがどんどんとスピーディーに運び出されるわけですね。

さあ、こういう流通の近代化がなされて、物流の近代化と申しますか、そういうことがなされて、はたしてその百貨店の品物が値段が下がったかどうかという点に私は疑問を持つたんですね。少しも下がっていない。それでその百貨店の得た利益は、物の回転が非常にスピーディーになされていくということ、いわゆる資本の回転が非常に早く何回も回転されるといふことで、利潤は以前よりうんと上がつたと思ひますね、そういう近代化する前よりは。しかし、物の値段は下がってない。こういう点をこの間、大丸社長がこゝへ参考人に見えたときに質問したんですよ。そしたら、大丸の社長さんのおっしゃるには、いま今日は、ほとんど物の値段が毎日のように上がつていく場合がある。だから、私たちはああいふ大きな倉庫、ああいふ設備を利用して品物をどんどんと買い込んで、そして置いておかなきゃならない、こういうお話なんです。それで私は大丸の社長に、それでは一週間前に買った品物が一週間後に非常に値が上がつている、それではあなたは一週間前

の値段でその物をお売りにするんですかと、こう言ったら、そうではないと、一週間後の物の値段の上がった値段で、その一週間前に安く買った品物を一週間後には売り出すんだと、こう言うんです。どんどん物が上がっていくから、できるだけ物は買い占めておかなきゃならぬと、こうおっしゃいますから、それじゃ、買いためと同じじゃないですかと言ったら、向こうもちょっと返事に困ったようなことですが、私は、やはりこれも利益追求であって、あなたのおっしゃったように、商人が物を安く売るといふことに努力してない一つのあらわれだと思ふんです。

ほんとうに流通の近代化をはかって物の値段を安くするといふならば、そういう近代的な設備を利用してどんどん物が動くようにして、そして物の値段を安くしていくというのが、これが私はほんとうではないかと思ふんですが、そうじゃなしに、やはり自分たちの利益のことを考えて、いわゆる消費者の利益なんというのはあまり念頭にないという感じが私はしたわけです。そういうことを私が視察に行ったときに、その主任の人に話をしたのです。そしたら、先生、そういうことも言えますけれども、これがなかったらもうと値が上がっているかも知れませんが、そういうような、そういうするい答えなんです。それは私はするい答えだと思ふんです、すべてね。それは仮定ですからね。私は現実を言っているんです。だから、はたして流通の近代化によって物の値を下げる事ができるのか、下げることはできるかと思ふのです。

しかし、ほんとうに下げるのか、下がるのかという、私はそうばかりは言えない。中曽根さんも非常に理想主義的な御答弁をなさいますが、私は、よほど通産省がこれははっきりした態度で規制していかないと、物の値は下がらないんじゃないかと思ふんです。それでも今日のこの物価高、それじゃ、どうしたら下げることができるとかという質問にも私はならうかと思ふんです。通産大臣はどういうふうにお考えになつていらっ

しゃいますか。これは国民生活と重大な関係のある、通産大臣として腕のふるいどころだと思ふのですがね。通産大臣は、どういうふう具体的にやって、そして物の値段を下げていくというお考えを持っていられるのか、処置なしとお考えになるのか、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いま係の者に聞いてみますと、大丸の社長さんは必ずしも高い値段で売ると言つたのではないんだそうです。その辺はあいまいな答弁であつたようであります。その辺は

○須藤五郎君 あいまいです。しごくあいまいです。

○国務大臣(中曾根康弘君) だから、本人が直接高い値段で売りますとは言わなかったと、そういうことではあります。

○須藤五郎君 安く売るとも言いませんよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) そこで、やはり物価を下げるという一番の基本は、長期的に見れば物の量をふやすということが一番いい。物の量がふえて、そして競争が公正に行なわれれば自然に下がってくる。競争が公正に行なわれれば自然に下がるものになったり、特権的な強い力を持つているものが支配的な立場を持つていくというような形になると、量がふえてもだめです。両方やはり同時にやらせる必要がある。これが長い目で見て一番の確に物価を安くさせる方法である、そういう面から見ても、許可制度を届け出制度にするというのは、その面に関する限りは一步そっちに近い方向だろう、そう私は思ひます。

○須藤五郎君 物をたくさん生産すれば物の値段は下がるおっしゃいますが、今日、日本の生産は、非常な高度の成長でうんと生産がされているわけですよ。そして国民はその生産の中で、高度成長政策の中で何を待たかといつたら公害じゃないですか。公害だけで物価安というの、物価、値段は一向下がらない、公害と物価高を国民は受け取っているわけですね。これは一体どういうことでしょうか。これは中曾根さんのいまおっしゃった意見とは正反対のことになつてきている

ようなんですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 自動車でもテレビの値段でも見ればわかることで、大量に生産されて、そして競争が自由に公正に行なわれれば下がってくるわけですよ。一ころは、テレビなんかとても大衆の手に入る値段じゃなかったわけですから、近ごろはわりあいに入るようになってきたのは、やはり大量生産、公正競争、そういうおかげだろうと思ひます。

○須藤五郎君 あなたは、物価の問題が常に出るに自動車とテレビを例にあげられますけれども、しかし、その自動車が安くなった、テレビ安くなったといつたって、国民生活は楽にならないんですよ。もっと早く値段を下げなくちゃならぬ問題がたたくさんあると思うんですよ。自動車は安くななくてもかまいませんよ。あんなもの高くたつて、一般国民が自動車をかうわけじゃないのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) いや、そうじゃない、そんなことを言うとお客におかれましますよ。

○須藤五郎君 いや、そうですよ。だから、それはもちろん自動車も下がるとはいいいですよ、上げるとは言いませんよ。上げるとは言いませんよ。だから物価が下がっているじゃないかと私は受け取れないと思うのです。そういうなら、国民に、日本の主婦たちに聞いたらわかりますよ、そんなことは。自動車は下がったから文句言うなと言つたんです、これは物価問題は解決しませんでした。ほんとうのわれわれの生活必需品を下げるということですよ。それが一向に下がってこないじゃないですか。高度成長政策で世界に冠たる生産を上げておる日本として、それで物価がどんどん上がるし、それから公害がどんどん出てくる、これじゃ国民はたまつたものじゃない、こういうふうには私は思うのです。その衝に当たつて中曾根さんとしては、大いにかんがはつてもらわなければならぬところだと思ふのですが、私は、中曾根さんのひとつ物価を下げるためにどうした

らしいか、どうしようとしているかという経緯を伺つておきたいと思ふのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり基本は、われわれは自由経済を信奉しておるものですから、統制経済を適当でないと考えておるものでございまして、自由な創造力を発揮させて公正競争により、そして大量に生産される体系を組めば、物価は自然に下がってくる。それと同時に、国際的な関税その他の面においてもできるだけ自由貿易の原則を通して、外国の安いものは入るような窓口を開いておいてやる、そういうことが非常に基本的に大事だろと思ひます。そういう意味において公取の機能とか、通産省ができるだけ安い資材が日本に入ってくるようにめんどうを見てやるとか、そういうことも大事な仕事ではないかと思ひます。

○須藤五郎君 そういう政府答弁は、私たちは、もうここで聞きあきるほど聞いておるわけですから、そういう答弁をなすつてからも何年間もたつてきています。しかし、一向に物価は下がらぬ、ますます物価は上がっていく、公害もどんどん出てくる。だから私は、もうこの辺で政府当局は、物価対策には処置なしだ、お手あげでございまして、だから引き下がりますと、こう出たはうが国民は納得するのではないかと思ふのですが、どうでしょう。中曾根さん、どうも田中内閣には物価問題の手はなさそうですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国民が信頼するようなかかり手が出たらいつでも引き下がりますが、目下、出ないようであります。

○須藤五郎君 出そうになると選挙法改正を考えてみたり、何とかして、このいすにしがみついているというの、いまの自民党、田中内閣の姿勢じゃないですか、そうでしょう。これは中曾根さん、幾ら言つてもだめだ。それはあなたの負けですよ。いつまでもこういう論議をしておつてもいいから、私は最後に意見を申しましよう。こういうふうな、私の以上述べましたような実態をそのままにしておいてこの法律を動かすなら

は、小売り業界における大資本の流通支配が加速度的に強まって、市場が大規模小売り業者に席巻され、中小小売り業者は大きな打撃をこうむる、消費者は独占的な価格によりましてますます苦しい生活を余儀なくされることになる。政府は、この法律を撤回して、実効のある措置をとるべきだと私は考えておりますが、どうかというのを最後に意見として申し述べまして、私の質問を終わることにいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 本法案を提出いたしました一つの意味は、須藤委員が御主張なさいますような物価を引き下げ、消費者に奉仕するという点でもございまして、いろいろ各委員の御意見を拝聴させていただきまして、非常に適切であると思われる御意見も多々ありました。それらの御意見を参考にいたしまして、私たちが施策に遺憾なきを期してまいりたいと思っております。

○委員長(佐田一郎君) これにて午後二時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時六分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

この際、おはかりいたします。工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、先般、公害対策及び環境保全特別委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾しておりますが、このたび委員長間で協議いたしました結果、連合審査会は都合により開会をしないことになりました。それに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) 本院議員塩出啓典君はか一名発議にかかる海水淡水化法案を議題といたし

ます。

発議者より趣旨説明を聴取いたします。塩出君。○委員以外の議員(塩出啓典君) ただいま議題となりました海水淡水化法案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

最近における産業活動の拡大、国民生活の高度化等を反映して、水の需要は増大の一途をたどっており、産業活動が集中し、かつ人口が極度に密集している大都市地域では、水需要の増加は年率一〇%を上回るほどであります。ことに、工業集積が極限の状態に達している京浜、中京、阪神及び北九州の四大工業地帯では、水需給の逼迫は近い将来現実の問題となることは明らかであります。

全国的な規模で水需給の逼迫が現実化するのは、昭和五十年代の半ばころからであり、建設省が昭和四十六年四月に発表した広域利水調査第一次報告書によれば、昭和六十年において、全国で年間五十五億立メートルの水不足が生じ、中でも京浜京葉地域では、年間二十一億立メートル、京阪神地域では年間十九億立メートルの水不足が生ずると言われております。この予測はやや低く見積ったもので、これを上回ることも十分考えられます。なお、すでに離島等の一部地域では、水不足は現実の事態となっております。したがって、

この水不足問題に対して、有効な対策を講じないならば、産業活動及び国民生活の維持に重大な支障を来すことは必至であります。

現在、各種用水の供給は、その大半を河川水に依存しておりますが、河川利用率の増大等から、その利用も限界に近づいており、また、今後のダム建設に著しいコスト上昇が予想されることを考えた場合、新たに河川以外に水の安定的かつ低廉な供給源の確保をはかることがますます差し迫った国民的な課題となつてきております。

今日、新たな水の供給源として、最も現実的かつ有効なものとして期待されているのは、海水淡水化であり、もし海水から多量の、しかも低廉な水が安定的に供給されれば、水不足は一挙にして解決されることになるし、現在の技術水準から見

て、それは実現可能なことであります。したがって、国は、積極的に海水淡水化技術の研究、開発を推進する必要があります。また同時に、コスト軽減に役立つ火力並びに原子力発電所から安価なスチームを得る等の問題について、早急に対策を講ずる必要があります。

現在わが国では、工業技術院が主体となつて、昭和四十四年度から七カ年計画で、五十億円の予算で、日産百万トン、トン当たりコスト三十円程度大型淡水化プラントの研究、開発が行なわれております。

欧米先進諸国においては、海水淡水化プラントの研究、開発は早くから着手されており、米国では一九五〇年の初めから政府が中心となつて研究、開発を行ない、現在までに五百億円をこす資金を投じ、日産九十万トンの海水淡水化プラントの部分試作を行なうほどになっております。また、英、西独も同様に大型プラントの研究、開発を急速に進めております。

しかるに、わが国の研究、開発はプラントの部分試作を行なうまでも至らず、欧米先進諸国にかなりおくれをとっており、現在のこの研究、開発のテンポでは、水需給の逼迫が現実化する五十年代の中ごろにおける実用化はとうてい期待できません。

したがって、わが国としては、海水淡水化プラントの研究、開発について、現在の開発体制を拡充、強化するとともに、これを国の重要施策として一そう推進していく必要が、あります。

本法律案は、こうした最近における海水淡水化プラントの研究、開発の重要性、緊急性、さらには開発体制の立ちおくれ等にかんがみ、海水淡水化プラントの研究、開発等を行なう機構を設け、海水淡水化の実用化を促進しようとするものであると見ます。

次に本法律案の内容につきまして、主要な点を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、海水淡水化技術の開発及び海水淡水化施設の設置等を促進することによつ

て、上水道用並びに工業用水の安定供給を確保することを目的とするものであります。

第二に、内閣総理大臣は、海水淡水化振興のための基本計画を策定することであり、

第三は、総理府に海水淡水化審議会を置くこととあります。

審議会は、会長及び委員十五名から構成され、基本計画の策定、関係機関等との調整等をその所掌事務とするものであります。

第四は、海水淡水化促進事業団を設置することとあります。

事業団は、海水淡水化に必要な技術の開発及び施設の設置等を行なうことを目的とするものであり、業務としては、海水淡水化に必要な技術の研究及び開発、海水淡水化施設の設置及び譲渡並びに設備の維持及び水道事業者への供給等を主たる業務とするものであります。なお、事業団は、通商産業大臣及び厚生大臣の監督のもとに置かれることになっております。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 本案につきましては、本日は以上の趣旨説明にとどめます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須藤五郎君 今回、工場立地法改正案が提出されましたが、その目的の項に、「国民の福祉の向上」などということが新しく入つてはいるものの、改正案の内容である立地における工場緑化や重度汚染規制などによって、はたして、従来地域社会の生活に破壊的役割りを果たしてきた大企業本位の工業開発が地域住民に福祉をもたらすものに変わるのであろうかどうかという点です。すでに衆議院でも、この法律上の問題点が審議され、明らか

になってはおりますが、さらに掘り下げて質問をしたいと思います。

まず第一は、産業公害事前調査について質問いたしたいと思いますが、これまでにも過去何回も事前調査が行なわれているにもかかわらず、鹿島や水島などに公害が発生してきており、その原因は、環境基準そのものが甘かったせいだと説明されておりますが、ことしの五月に、たしか環境基準はきびしくなったようにございしますが、これによってもう公害は発生しなくなるというように保証されると考えてよろしいのでしょうか、どうでしょうか、その点まず質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。産業公害事前調査は四十年以降から実施いたしております。現在までに約五十カ地域について実行してまいっております。この調査は、急速に工業化が進む新産業都市あるいは工業整備特別地域、あるいは大規模工業開発基地などの新規で大規模な工業地帯、あるいは新規埋立て予定地域等を中心として、これらの地域における工場の新増設計画を単位としてとらえまして、各種の汚染予測手法を用いて、これらの工場群から発生する可能性のございます公害を予測いたしますとともに、これらの科学的な予測結果をもとにいたしまして、工場群に対して工場のレイアウトの改善や設備の改善、あるいは処理施設の設置、あるいは使用いたします原料の転換等、広範な指導を行ない、工業開発に伴う産業公害の発生を未然に防止するということを目的として行なってきたものでございします。

手法といたしましては、現地調査、それから汚染予測、それから企業指導というふうな形をとってまいっております。内容といたしましては、従来環境の問題になっております大気と水質、この二つに分かれて実施してまいっております。

特にこういった事前調査をやりながら、公害問題がなお生じているではないかという御指摘でございますが、私どもは、この実施後の工場立地に

つきまして検討いたしてまいっております。その後の工場の立地の状況の進展のしかたがまちまちでございします。したがって、一がいには断定的に申し上げられないわけでございますが、通産省といたしまして、これら調査の対象にいたしました地域の汚染状況を環境基準の範囲内に押えるように指導してまいっております。一応の成果はあつたというふうなことを考えておるわけでございます。にもかかわらず、ただいま須藤先生から御指摘がございましたように、対象にいたしました地域の周辺にぜんそく病患者発生問題など、なお公害問題が深刻になっておるのではないかと、このことでございますが、そういう事柄は事実そのとおりでございます。

これらの原因でございますが、ただいま須藤先生から御指摘がございましたように、一つは、私どもが事前調査を行ない、企業指導いたします大前提になっております環境基準そのものが、残念ながら、人の健康を保護するといふたてでございまして、十分な目標値ではなかったという点、一つの反省として政府共通の問題になっており、かかる観点から、去る五月、二酸化硫黄にかかります環境基準が改定されたわけでございます。新たに設けられました、この強化された二酸化硫黄の基準、あるいは最近新たに設定を見ました二酸化窒素等に関する環境基準は、いずれも国際的に見ますときわめてきびしいものでございします。

ちなみに、SO₂で申し上げますと、一時間値、今回日本は〇・一PPMになっておりますが、アメリカの場合は〇・一七PPMというふうな間にあります。これは申すまでもなく、人の健康の保護に万全を期するといふ観点から、環境庁を中心にして強化されました環境基準でございます。したがって、私どもはこういった新しく強化されました、あるいは拡充されました環境基準を前提にいたしまして、今後の産業公害事前調査を的確に実施してまいります予定にいたしておりますし、なお、予算面あるいは調査の精度の面、ある

いは手法の面等いろいろな経験も積んでおりますので、十分公害を起こさないような結果を保証することができると考えております。

○須藤五郎君 まあ、煙突に例をとるならば、一本の煙突から出る基準はこうだという基準をきめても、その煙突が百本集まれば、環境はその基準の百倍汚染されてしまうわけで、私たちは公害基本法のときにもすでに、まず環境基準を厳密にしていかなきゃならぬ、厳重に規制するようにしていかなきゃならないということはずっと申し上げてきたわけなんです。今回、五月に環境基準をきびしくしたということでございますが、これでもう今後は被害は発生しないという御見解なのか、今後もしもこういう規制をしてもなお被害が起こった場合は、その責任はどこに帰するのかという点ですね。

○政府委員(林信太郎君) いまの先生の御質問の前段のほうでございますが、環境基準そのものが的確かどうかという点が第一ではなからうかと思ひます。環境基準そのものは、環境庁が中心になりまして、中央公害審議会でそれぞれの一級の専門の先生方の御意見をもとにして定められたものでございします。私ども通産省といたしまして、工場が集団で立地いたします場合に、その地域として許可されます汚染の許容量総体、それがこの環境基準内に十分おさまるというふうな観点で産業公害事前調査を実施いたしております。その際には、厨房用あるいは中小企業用、あるいは自動車などの移動発生源から起こり得るものも含めまして、その地域としてどの程度の汚染が進行するであろうか、それがただいま須藤先生から御指摘の、この強化された環境基準の中におさまるかどうかという、そういう形でしわを、立地いたします工場群の排出汚染物質の総量規制という形でやっておりますので、環境基準及びそれにリンクして運営されております排出基準を的確に実行してまいりますという体制が、本法によりまして整うわけでございますので、強化されました環境基準及びそれにリンクいたしました排出基準をもと

して、十分今後、公害を起こさないための万全の措置が整うというふうなことを考えております。

○須藤五郎君 そうすると、今度政府が環境基準をきびしくした、これが守られていくならば、今後絶対被害は起こらないと、こういうふうな政府は考えていらっしゃるのか。要するに、その点を私ははっきりしておいていただきたい。被害が発生しないというふうな保証されるのかどうかという点ですね、どういふふうに言ったらいいんですか。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。環境基準及びこれにリンクいたしました排出基準につきまして、工場の確にそれを守っていくという面につきましては、私ども通産省といたしまして責任を負って、本法の施行をてこといたしました。現実の公害問題ということになりますと、企業がそれを守らなかつたり、あるいはミスがあつたりといふふうな、この工場立地法のワケのいろいろな現象もあるわけでございますので、その辺の事柄につきましては、本法は対象外といたしておりますので、そこでも私ども担保できるかという点につきましては、かぶとを脱がざるを得ないかと思つております。少なくとも、工場が新規地域に集団で立地いたしますその立地いたしました企業が、環境基準及び排出基準を的確に守っていくという点につきましては、万全の措置がこれとられるものと確信いたしております。

○須藤五郎君 それでは、その工場が今度の環境基準を守っていく、守っていくがならぬ被害が出た場合は、それは責任は政府にあると、こういうことですか。

○政府委員(林信太郎君) 企業に、本法によりまして守るべき準則を守らなかつた場合に勧告、あるいは勧告を守らなければ処罰を含みます命令と、こういう形になっております。したがって、守らなかつた場合に、その責任が企業にある場合には、企業に対する処罰と責任を問うという形で運用されるかと思ひます。同時に、そういう

企業が出たということに對しまして、監督官庁としての監督上の責任は当然私どもにあると考えております。

○須藤五郎君 くだいようですが、ここはつきりしておく必要があると思うのですがね。要するに、企業がこの基準を守っておってなお被害が出た場合は、政府の責任なのかという点ですね。それと、この基準を企業が守らなかった場合は、これは当然企業の責任としてそれが処罰されなければならぬと、こういうふうに私は考えるんですが、その前者のほうですね、企業が守らなければならぬ企業は処罰されなければならぬ。しかし、守っておってなおいろいろな面で被害が出た場合は、この責任はどこに帰するのかという点ですね。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。定められましたこの環境基準及びそれにリンクしておきます排出基準を企業が守っております。なおかつ、御指摘のような著しい公害が発生するといふような場合の責任の所在の問題でございますが、実はこの四日市裁判の例を見ますと、各個々の企業は排出基準を守っております。にもかかわりませず、地域全体としては、御案内のようなこのぜんそく患者の多発という様な事態になっております。その反省は、要するに、個々の企業からの排出基準だけでは、その地域全体としてこの公害を未然に防止するということの担保には必ずしもならないということで、したがって、的確な環境基準が定められ、かつそれによってリンクした形で排出基準が定められておりますれば、企業がその排出基準を的確に守っていき、かつ、私どもがここで取り上げております産業公害事前調査、工場立地事前調査を十分徹底してまいりますれば、そういう事態にはまずならないのではなからうかと考えております。

ただ、先ほど須藤先生が御指摘になりましたように、SO₂の基準一つとてみましても、ついこの五月までは、一時間値でございますが、〇・二PPMでいいとされておりました。それがいろいろな経験がもとになり、御検討の〇・一PPM

が適当だというふうに変わってまいりました。こういう変わった変りました新しい基準からどうかというところになりますと、おのずからまた別の問題にならうかと思ひます。で、実質的に申し上げますれば、そういう環境基準が変わる、あるいは排出基準が変わるということにつきましては、個々の企業に直接的な責任があるとは言えないのではなからうか、むしろ、この環境基準及びそれにリンクする排出基準を的確にきめ得なかった政府サイドの責任ということにならうかと思ひます。なお、本問題につきましては、主管課が環境庁でございますので、環境庁からも担当者が参つておりますので……。

○須藤五郎君 それじゃ環境庁、来ているならばついでに答えてください。

○説明員(石田齋君) お答え申し上げます。環境基準につきましては、先生御案内のとおり、今年五月に二酸化硫黄につきましては改定をいたしました。それから、二酸化窒素につきましては新たに設定したわけでございまして、従来の環境基準につきましては、昭和四十四年に設定されたわけでございまして、その環境基準設定時におきまして、科学的な知見をもとにいたしまして設定されたわけでございまして、その後、この旧環境基準につきまして、これが守られておる地域につきましても、呼吸器疾患患者が出てまいりました。そういう事例が出てまいりましたので、一昨年、昨年以来この古い環境基準を改定すべく、現時点におきまして科学的な知見、これが四十四年から数年たつておりますので、かなりいろいろわかつてまいりました。また力学的な調査も進んでまいりましたので、その調査あるいは力学的な結果を踏まえて、現時点におきまして科学的知見に基づいて、きびしい環境基準をきめたわけでございまして、

以上が新しい環境基準の設定の経緯でございます。これにつきまして、最近、四十七年度の全国各地の大気汚染状況を調査いたしましたところ、一部を除きまして、全国的に古い環境基準に達成しておるわけでございます。これは四十四

年以来硫黄酸化物につきましては、数次にわたります排出基準の改定、評価を行なつてまいりました結果、こういうことになったと思ひますが、また五月に新しいきびしい環境基準が設定されたので、これにつきまして、また年々排出基準の強化を、この環境基準維持達成という目標を持ちまして、今後とも排出基準の強化、改定を行ないたい、こう考えております。

○須藤五郎君 環境基準が幾らきびしく設定されておりましたも、私たちの党が公害法の改正案で指摘しているように、排出基準と環境基準がリンクしてないという面があると思ひますね。そのために、個々の工場が排出基準を守っておりますも、全体としまして環境基準をオーバーするのではございませんか。また、それが放置されてきておったわけですね。これには政府自身が、七月三日の公害対策会議で新基本方針により部分的に認めざるを得なかったように、総排出量規制を全国で実施するようにしなければならぬ、こう私たちは思ひますが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○説明員(石田齋君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、従来の、たとえば硫黄酸化物の排出規制につきまして、これは施設ごとの排出基準というところでございまして、こういっても、その地域におきまして施設がふえれば、これは個々の排出基準を守っておっても汚染は進行すると、そういう矛盾がございまして、これにつきましては、公害発生源に対する現行の規制、これがかなり不備であるというところでございまして、今後排出規制の強化の一環といたしまして、総量規制方式採用ということをごさるだけ早く導入してまいりたいと、こう考えておるわけでござい

ます。しかし、この総量規制の導入でございますが、この地域の範囲の設定とか、あるいは地域の許容総排出総量と申しますか、地域におきまして許されるべき総量、これの設定に関する問題、あるいは個別の発生源に對します排出限度の割り当ての

方法、あるいは監視測定の方法、こういったいろいろな技術的な問題が残されておりますので、これの解明をいま急いでおるところでございます。

○須藤五郎君 そうすると、今日の段階では、まだ政府がきめた環境基準は守られても、われわれの希望するような条件にはならないということ、政府自身も認めておられるということになるわけでございますが、あなたの話によつてくると、その間に被害が出た場合は、一体だれが責任を持つのだというところになるんですか。そうすると政府が持つということですね、どうなんですか、そこは。だれが責任を持って、被害の責任はどこに帰するんだというところをはつきりしておかないと、その場合になって、また責任のなすり合いになるようなことになってしまつて、被害を受けた者は迷惑をなさなからぬというところなので、その点をはつきりしておきたいと思ひますね。

○政府委員(林信太郎君) 公害発生にかかわります責任の所在の問題でございますが、整理して申し上げますと、企業は、公害により健康被害に關しましては、無過失賠償責任を負うことになっております。これは行為者としての責任でございます。また、政府の環境基準なり排出基準のきめ方の適否にかかわらず、行為者としての責任が残るわけでございまして、したがって、四日市裁判のように、排出基準につきまして各企業が的確に守つておりましたも、あいつた判決になるわけでございまして、しかし、いま環境庁のほうからお話ございましたように、環境基準を設定いたします際には、人の健康生活、人の生活の安全ということを基準にしてきめられるわけでございまして、それを基礎にし、かつ、あるいはそれを基礎にいたしました排出基準を守つておる限り、一般的には被害が出ないはずだと考えております。もし、いま御指摘のように、にもかかわりませず、公害被害が出た場合の責任でございますが、だいたいようぶだということできめました環境基準、あるいは排出基準のきめ方について、政府が甘かったという責めは免れないかと考えており

ます。

○須藤五郎君 ですから、その場合は政府が責任を持つと、こういうことなんでしょう。しかし、国民が望んでいることは、そういう被害が起こった場合、政府が責任とろうと企業が責任とろうと、そんなことは第二の問題ですね、被害を起こさないようにしてもらいたいというのが、これが国民の願いなんです。だから、被害が出た場合はどうのこうのというのを予測してものをきめるのじゃないに、絶対被害が起こらぬということを前提にして環境基準なり排出基準をきめていってほしいと私は思うんです。それが第一。

それで、その被害をなくすためには環境基準だけではいけないので、総排出量の規制を全国的に実施する必要があるというのが私たちの意見なんです。ところが、環境庁の御答弁によりますと、まだそれはできていないということなんです。その総排出量の規制が、何で、どうしてできないのかという点をひとつ環境庁に伺っておきたいと思っています。

○説明員(石田齋君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、施設ごとの排出基準というだけでは不十分であるということとはわれわれも考えております。したがって、総量規制という考え方を導入すべく、現在、先ほど申しましたようないろいろな問題点を詰めつつあるわけでございまして、この問題点等が解明できますれば、可及的すみやかに地域排出総量規制と申しますか、総量規制方式を導入してまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 できなかつた理由は何ですか、そこを私は伺っているわけです。

○説明員(石田齋君) 先ほども申し上げましたように、ある地域の汚染状態、この地域に工場あるいは家庭、あるいはビル等が配置されておるわけでございまして、この地域の中でどういった環境容量と申しますか、環境基準以下に常にレベルを保つというふうなことでこの環境容量というのが出てまいるわけでございますが、この環境容量

の算定の方法、あるいはその中で、工場等から出てまいります地域は、どういう量以下で押えればその環境基準に達成し得るかどうかといったいろいろな技術的な問題がまだ解明されておられませんので、現在それを解明中ということでございまして。

○須藤五郎君 総排出量規制ができなかった真の理由は、そういうふうな技術的な問題よりも、むしろ大企業の利益を代表する自民党政府が、公害発生源である大企業の規制を根本的にとれなかったということではなかったでしょうか、どうでしょう。アメリカなどですら、もうこれ以上の環境悪化を許さないという線を打ち出しておるわけですね。これは御存じのとおりです。三日に打ち出された政府の新基本方針などは、おそきに失しておると私は思います。私たちはもともと以前からその点を主張しておたわけなんです。私たちの党が提出しておりますところの公害関係法改正案を直ちに実施に移すべきであると、私たちはそういうふうにご確信しておりますが、政府当局はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。中曽根通産大臣は、どういうふうにご政府当局としてお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 何しろ公害問題というものは、発生いたしました日がそう多くない、いま原因の究明等に力を入れておるといふことと、科学的な解明もできておりません。したがって、実験のデータ、いわゆる証明された安全率というふうなものは散々たる情勢で、これは日本のみならず世界的にそういう現象でございまして、それから、これに対する防除技術の開発もまだ十分でございせん。ですから、公害問題という問題は人類が取り組んでまだ日が浅い、これから解明すべき、また対策を講ずべき幾多の問題がある過渡期のように私は思っております。しかし、その中にあるべきだけ規制を厳重にしながら、日本のように特に公害の被害の被害はだいたい国にあっては人ごとでなく、人の国以上には実は規制を強めつつ、急速に公害禍から脱却しようとする努力をしておるところでございまして。

基本方針はそういう方針を持ちまして、その中でできるだけ科学性を持った準備をつくって、そして安心をしていけるような体制をつくるのが今日の政府の仕事であるだろうと思っております。

総量規制というふうな問題も望ましいことではありますけれども、いろいろ科学的に解明すべき問題点がまだありますので、まことに遺憾ではございますけれども、今日まだ行なえない状態ではございますが、いずれはそういう根拠を確実にきめまして、総量規制の方向に進むべき問題であると考へます。

○須藤五郎君 公害問題は最近起こった問題でというふうなことでこれは、私はのがれることのできない問題だと思っております。特に、これまで公害問題に対して手を打っていなかった政府は、やはり責任をもつて一日も早くこの公害問題を解決しなければいかぬ。そのためにはどうしたらいいか。行き過ぎと言われてもいざいざのきびしい規制をとっていくことこそが、私はこの公害問題に取り組む姿勢だと思っております。そのためには、いわゆる大企業の公害発生源でこの問題を規制していく以外にないかと私は思うわけですね。

ところが、そういう点になりますと非常に政府のやり方は手ぬるい。要するに、公害問題何一つ検討も研究もしない前に、生産第一主義でどんどん物をつくって、どんどん石炭をたいて電気をこす、石油をたく、そういうことの結果こういうことになってきたので、ほんとうに国民の健康第一主義をとるならば、まず発電所から、石炭をどれたたたく、重油をどれたたたく、そうしたらこのCOや硫黄分が出るのじゃないかというところを研究して、その問題を解明して、そうして、それをちゃんと出ないように処置をして、それから電気をこすというのが私はほんとうのやり方だと思っております。これこそが国民の健康を第一義的に考えた生産手段じゃないかと、私はそういうふうに考へる。

ところが、これまでの政府はそういうことは念頭にない。とにかくつくれつくれでどんどん石油

をたき、石炭をたいて、そうして公害がばいもう日本じゅうをおおってしまう。それで、これからは、問題になったのは日が浅いから十分なことではない、そういうことでは公害問題は解決しないと私は思うのです。だからいまの措置は、この公害を一日も早くなくすという措置でしよう。かりに、極端なことばになりますけれども、ある発電所を建てなくてもその地域に公害を出さぬということをまず第一に考へること、それでも発電所を建てるならば、公害を出さないという研究をちゃんと、その措置をしてからやるべきことであつて、それをほつといて発電所を建てる、建てるというだけでは問題は解決していかない。何だか政府のやり方は前後が矛盾しておるやうなことだと私は思うのです。だから、今日政府のこの態度は、最も厳重に規制をしていくということですね。そのためには、総合的な総排出量の規制をするというところでこれに臨むのが第一だと、こういうふうには私は思っております。

と、そういうふうには私は思っております。すると環境庁のほうでは、それは何か技術的な何かでできない、できないというふうなことで逃げたしまわれるわけですが、それではこの公害問題は解決しませんよ。通産省としても環境庁としても、その点よく考へてもらわなきゃならぬと思うのです。どうですか、私の言うことが無理ですか、環境庁として、通産省として。

○政府委員(林信太郎君) 大臣から私も常に強い指示を受けておりますのは、無公害社会の建設を目ざして仕事をしろと、特に、企業に従来のような甘い姿勢は厳に慎んで厳正に行政あるいは法規を指導しろと、そういうふうな指示を受けております。公害に對します姿勢は、たゞいま須藤先生からも御指摘がありましたように、のがれられない問題であるということにつきまして全く同感でございまして。行き過ぎるくらいに厳正に扱っていくという点につきましても、私も全く同じ心づもりでやっております。

工場立地にあたりまして最も基本的なことは、

この発生源を立地段階においてつかまえて、生産第一主義に流れないようにすべきであるというお考えは、全くそのとおりでございまして、実は、四十年から実施しております産業公害総合事前調査は、そういう趣旨から行なってきたものでございまして、立地段階におきまして、すでに各予定されております企業がどういった種類の汚染物質をどの程度出すかというのを調査もいたします。かつ、それが海峽とか、気象とか、地形等々、いろんな自然、あるいは社会条件に従いましてどういうふうな拡散するか、それがその地域で融合してまいります着地点におきまして最高濃度がどのくらいになるかということまで、科学的にコンピュータを使いまして調査をしております。その結果、当該地域として許可されます汚染量総体を上回らないように、各企業に汚染物質の排出の削減、及びその削減に必要な措置を指導してまいっております。生産第一主義で従来やっております御指摘のように、生産第一主義で従来やっておりますという点でございまして、公害をなくするという見地で一貫してやっております。

なお、総量規制を的確に実施するために、環境庁のほうでも目下鋭意検討中でございます。私どものほうもそれと一体になって検討しております。総量規制そのものにつきましては、考え方、あるいは大臣答弁にもございましたように、あるいは須藤先生御指摘のように、望ましい、急ぐべき手法でございまして、ただ、いかなる物質を対象にするか、あるいは総量をどういう形で配分するかとか、あるいは測定をどうするか、あるいは民間用移動発生源等のアセスメントをどうするかという点になりますと初めてのことでございまして、なかなか環境庁のほうといたしましては、制度として公式に確定することが困難なようにございまして。

他方で、御案内のように四日市のような例がございますので、ああいった形で工場の集団立地を避けなければならないということも、私どもに課せられた重要な要請でございまして、したがって、

して、産業公害事前総合調査によりまして、たまたま御説明を申し上げましたような観点で総量規制の考え方を取り上げて、工場立地段階におきまして公害防止の措置を従来講じておりますし、本法が施行になりますと、これによりまして、一そう的確に実施してまいりたいというふうに考えております。

○須藤五郎君 私のほうの党で検討して、苦心の結果つくった公害関係諸法改正案という問題ですね、提出しました。これを環境庁の方も通産省の方もお読みくださつたでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(林信太郎君) 私は、不勉強ではなはだ申しわけございませんが、読んでおりませんが、公害防止指導課長が、二カ月前ぐらいの党の案は読んでおられております。

○須藤五郎君 二、三日前に読まれたのじゃ、それはどろなわ式で、私の質問に対する答弁のために読んだというふうな感じがすると思ふんです。ね。そうではなく、これは私は検討してもらいたいと思う。もしもわれわれの書いてあることが間違っているなら指摘してもらいたい。そうでなく、われわれの言うことが正しければそれを実行してもらいたい。これがありませんか、なければ環境庁と通産省に御贈呈いたしますから、これを大いに検討して勉強してもらいたいと思ふんです。ここに一つこういうことがあるのですが、日本では低平地帯当たり固定資本額でアメリカの二十三倍、同面積当たり自動車台数でアメリカの八倍、同面積当たりエネルギー消費量でアメリカの八倍であり、また全世界面積の〇・二七パーセントの国土に世界の鉄鋼生産、石油化学生産のそれぞれ一七パーセントを集中している。これは私のほうで計算して、ちゃんと確信を持っております数字です。こういう状態を見ましたら、いかに日本のこの狭い国土にどれだけの資産が投入されて、資産が投入されるという事は、どれだけ生産がなされているという点に通ずるわけですね。生産がそれほどひどくなされておるといふことは、いかに公害があふれているかということに通ずると私は思ふのです。

それならば、世界各國のどの国よりもきびしい公害規制をしていくことが、私は日本の政府の義務だと思ふ、そうでしょう。それでなかったらこんな状態は救えないのじゃないですか。どこに行っても、日本の空のような汚れた空は見られませんが、飛行機で飛んでも、そういう日本をどうしていくかということが政治家の任務じゃないですか。それならば、今度のこういうやり方で問題は解決しないと思つてゐるのです。

今度五月に皆さんが苦労してつくった環境基準ですね。これでも絶対日本の環境はよくなるぬと、こういうふうには思ふのです。それでは困る。それじゃどうしたらいいか、もつときびしく規制して、公害発生源でこれを食い止めて、そうして日本の空をきれいに、日本の水をきれいにしてもいい、これが私どもの願い、それが日本の国民の願いだと思ふんです。この点よく通産省も環境庁も腹に入れておいて問題をやっていただきたい。何だか聞いていると、すこぶる自信のないようなことで、こんなことでこの日本じゅうにはびこった公害をなくするということが容易なことではない、とてもできることではないと私たちは思ふ。特にこの点は強調しておきたいと思ふ。皆さん方の決意をこの際伺つておきたいと思ふ。大臣の決意からまず伺いましょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど局長が申し上げましたように、無公害社会の建設というのを通産省は仕事の最重要政策の一つに取り上げまして、省をあげて各方面からその達成につとめておるところでございまして。今回提案いたしました工場立地法も、そういう精神が盛り込まれておるところでございまして、これだけでなくて、日ごろの工場の規制につきましても、通産局等を動員してやっております。もとより、まだ不十分な点はよく存じておりますが、環境庁とも連絡をとりまして、そういうような規制の強化については、会社側の準備を督促いたしまして、

できるだけ早目にしていくように努力してまいりたいと思つております。

○政府委員(林信太郎君) ただいま大臣の答弁とおり、私も厳正に公害と取り組んでまいりたいと考えております。

補足的でございまして、ただいま先生から数字をあげて御指摘のございました、いわゆる日本の経済社会の高密度性、これは国土が狭いといつた上に、もう一つ累加された現象でございまして、したがって、外国よりもきびしい排出規制、あるいは公害の対策を実行しろというようなことは仰せのとおりでございまして。そういった特殊事情も十分考慮して、厳正に無公害社会を目ざして行政に携わつていきたいと考えております。

○説明員(石田齋君) 今年五月に、きびしい環境基準が設定されたわけでございまして、これを達成すべく環境庁といたしまして、排出規制、総量規制の導入等を十分早急にはかつてまいりたい、こう考えております。

○須藤五郎君 時間が迫つてまいりますから、次の質問に移りますが、外国ではこういうことを言っておるんです。皆さんの耳にも入つておると思ふんですが、日本は狭いところであるもののをたくさんつくつて、そして物を安くわれわれに売ってくれる、それで公害を出して国民は困つてゐる、われわれは公害に苦しんで、日本でつくつた安いものを買えばそれで済むのだ、こういうことを外国では言つてゐるというのを私は聞きました。という事は、日本が何だかばかにされて笑われているような感じがするんですね。だから、そういうことのないように、やはり日本の国民総体を考えて、一般国民の健康第一というのを考えてやつていただきたい、こういうふうにはお願いしておきます。

それから、次の質問に移りますが、工場立地調査簿には事業者の秘密に属する事項を記載してはならないとありますが、製造過程でどういふ有害物質が出るかという事は、公害対策上欠かせない

いことであり、無責任な大企業の公害たれ流しを取り締まるためには、わが党が提案しております公選制の公害対策委員会など、住民代表の企業への立ち入り権を認める必要がある。その際は、ノーハウなどに触れるようなことでも公害に関係がある限り、少なくとも立ち入り検査を拒むべきでない。公害問題においては住民が原告であり、大企業は被告であります。企業の秘密を理由に責任追及を回避するようなことは許されません。政府が知り得た事業者の秘密に属する事項であっても、公害に関する限り住民に報告すべきではないかと思ひます。住民には、大企業公害発生の原因を知り、責任を追及する権利があるはずだと思ひますが、政府はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(林信太郎君) 第三条二項の秘密保持の規定でございますが、立地調査簿に秘密の事項を記載してはならないという規定を置いておりますが、この理由は、その前項に調査簿を「閲覧に供するもの」といたしておりますので、行政庁に制度として公表することを義務づけているわけでございます。まして、こういう措置に付いたしまして、この行政庁に対する公表義務の規定が、企業の秘密にわたる事項まで記載し、公表することを許す趣旨ではないということをお明らかにしたものでございまして、同様の規定は他の法律にも見られるところでございます。

問題は、公害に關します企業秘密ということでございますが、法律上保護の対象となるものは、企業の生産方法その他技術に關する秘密など、社会的あるいは経済的に価値を有するものでなければならぬと考えております。したがって、公害防止に關します調査の結果として企業秘密が含まれないと考えております。で、かりに企業秘密に当たるものがあるとしたしまして、それはたとえは国際契約上技術導入をいたしまして、それに秘密保持義務があるような工業所有権あるいはノーハウといったような、ごく少数の事項に限定されるべきだと考えておるわけでございます。い

ずれにいたしまして、この企業の製造活動から出てまいります汚染物質につきましては、必ず本法によりまして記載することになっておりますので、直接その製造方法のノーハウを知らない場合でも、企業から排出される段階で汚染物質の種類、量が明らかになってくる、それはこの三条の工場立地調査簿にも十分記載漏れのないように運用してまいりたいというふうにお考えしております。

なおもう一点、須藤先生から御指摘の、住民に不安を与えないように本法を運営するという見地でございますが、工場が特定のある地域で立地いたします以上、付近住民に不安を与えないということは当然の大前提でございます。したがって、企業といたしましては最善の努力をして、地域住民に対する不安を与えないための措置を講ずべきかと考えております。本法ではそういう措置につきまして、届け出をいたします際に、都道府県知事を経由するというふうな定めておりますし、運用にいたしまして、届け出を受理いたしました都道府県知事は関係の市町村に對しましてその概要を通知する、したがって、関係の府県なり市町村におきましては、届け出の概要が知り得る状態になり得るわけでございます。

なお、準則への適否に關しまして勧告を出したるあるいは命令を出したりすることにつきましても、極力府県に委任して運用してまいりたいというふうにお考えしております。

○須藤五郎君 簡単に答えてください。要するに、公害対策委員会など公選制による住民の代表をお認めになるのか、そうして企業への立ち入り権を認められるのかどうかという点を簡単に答えてください。

○政府委員(林信太郎君) 現在の制度によりまして、知事あるいは市町村長が公選制の代表ということになっていくというふうな理解しておりますので、府県知事あるいは自治体の長が審議会等のメンバーに参画を願う、あるいは、ただいま説明しましたような手続をとることによって十分意図が反映されるものと考えております。

○須藤五郎君 その点は議論のあるところで、私はもつと議論したいのですが、やはり公選制の、一般の住民から選ばれた人たちが公害に對して監督するという立場に立たないと、ほんとうの成果はあがっていかないと私は考えております。そういうふうな方向で今後皆さんが検討をして、実現のために努力をしてもらいたいと要望しておきます。それでないと実際の実績はあがらないと、私はこういうふうにお考えしております。

それともう一つは、私のほうの中島議員が、公害対策特別委員会というものを提案しておるんですね。生産工程における物質の投入と産出、排出などを全体として明らかにする、いわゆる物質収支などの見張りなども企業に届けさせ、公表するべきではないか、こういう意見を私たちは持つておるんですが、それに対しては皆さんはどういう考えを持っていますか。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。有害物質を出さないということが公害対策の基本でございます。したがって、総量規制あるいは排出規制を強化する、あるいはそれを厳格に順守するというふうな形で、問題はまず第一義的に対応し得るかとお考えしておりますが、なお、念のためにそういった有害物質を扱います企業の手元におきまして、生産あるいは受け入れ、消費あるいは残高、あるいは廃棄、あるいは廃棄物の転換といったような状況を把握しておくということ、同様の趣旨で大事なことかと考えております。

したがって、ただいま須藤先生御指摘の公害対策特別委員会におきまして御質問に對しまして、環境庁あるいは通産省等関係省庁が寄りました、一致した形でお答え申し上げております点は、そういう物質についてとらええざる通産省関係が一等多うございまして、行政指導によりまして、一四半期ごとに企業から、ただいま申し上げました物質収支の報告を受け取る。なお、いかなる物質を対象にしていくかというふうな問題につきましては、ただいま問題になっております水銀、PCBが一等緊急な問題でございまして、これを

やることについては一致いたしております。なお、このほうの調査の体制が整いますれば、追っかけてその他の健康物質につきましても、環境庁その他の省庁と相談いたしまして実行に移してまいりたいというふうにお考えしております。

なお、これを的確に実行するために、法的な措置を検討すべきだという御主張もございまして、その辺は環境庁を中心に関係省庁が寄つて相談いたしております。で、すでに劇毒物質法というふうな法律もございまして、あるいは、先般、当委員会でも御審議を願いました特定化学物質の審査及び製造に關する法律もございまして、その他水質汚濁防止法あるいは大気汚染防止法といったような関係法令にも、こういう有害物質のことにつきましての規定がございまして、そういう既存の諸立法措置等も含めまして、的確に物質収支を把握する方法を検討してまいりたい。

なお、企業段階だけでこの有害物質の収支を見るだけでは不十分だという事情もございまして、有害なものはいろいろその先あるいはもとにつきましても、十分可能な限り監視をする必要があるのかというところで、社会的な形における管理という問題がございまして、この問題もあわせて目下検討している段階でございまして。

○須藤五郎君 あなたの答弁、まことに御丁寧な感じが、少し御丁寧過ぎる言ひわけが多過ぎるように思ふのです。もう少し簡潔に私の尋ねたポイントにばさつとどうお答えを願わないと、時間がかかってしまつて、私の質問時間よりも答弁時間が長くなつてしまつてしまふことですから、その点考えて答弁してもらいたいと思ふのです。今回の工場立地法によって、工場の立地については、届け出制であつて許可制にはなつていない。たとえば、政府自身が七月三日に打ち出した公害防止計画の新基本方針を施行する上でも、立地規制の強化には許可制を、市町村の同意を得て知事が許可するというようにしなければ、千葉や市原、四日市、水島など飽和状態に達している工場立地の新增設など拒むことができないのではないかと

いう点、公害をこれ以上悪化させないためには、届け出させれば企業が自由に立地できるなどということはため、どうしても許可制にすべきであると思いますが、政府の見解はどうですか。簡単に答えてください。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。

今回の法改正は、工場立地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことにならないような基盤を整えるというのをねらいにいたしております。従来、のいわゆる誘導的な措置から、勧告及び体罰を含みます罰則付きの命令を発動することができるよう、規制の強化を行なうものでございます。このように今回の法改正は、工場の立地のあり方について規制強化を行なうものであります。が、次のような理由から許可制をとることが困難かと考えております。

許可制をとるには、原則的に禁止、原則禁止という理由が明確な場合に限られ、かつ、法的には特定の地域あるいは特定の施設という限定が付されるのが通常でございます。本法のねらいは、全国的に工場立地のたすまいを直すということでございますので、許可制にはなじまないというふうに考えております。

また、許可制をとることは実際上も一長一短がございます。現在の大気汚染防止法等々、直罰規制を持っております法体系におきまして、公害関係施設は届け出制という形になっております。

○須藤五郎君 それじゃ、許可制にしくなくても届け出制で十分にやっています、こういうことですか。こういう飽和状態に達している地域に工場を建てようというときには、どういうふうな処置をなさるのですか。

○政府委員(林信太郎君) 本法は、新規に集団で立地が予定される地域につきましても問題が主眼になっております。したがって、こういう地域につきましても、ただいまの勧告、命令という形で十分だと考えております。

の法律で、たとえば工業再配置促進法といったような別の形で推進してまいりたい。

なお、既存の場合に新增設が行なわれるということになりますと、本法の適用を受けるということになっております。

○須藤五郎君 この緑地問題なんぞでございますが、工場立地に伴う緑地の必要ということで第一に置くべきことは、遮断緑地であると思います。ところが、この改正案でいう緑地とは環境施設であつて、それは周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものという、抽象的、一般的な規定しかありません。また、予定されておる一五%から二〇%の緑地が、遮断緑地に必要な広さと密度を持つという保証は私は全くないと思いますが、この点についてどういうふうに考えておるか。

また、遮断緑地というのは、最低でも幅五百メートル以上必要であり、それを企業の責任において設置するという内容には、この改正案はなっております。この程度では、心理的な安心感をねらった緑の工場カムフラージュと言われてもしかたがあるまいと思ひます。しかも、既存の工場地帯の緑地設置については、この改正案では全く手が触れられておりません。それが実際どんなに必要かということ、この間の山口県の出光石油化学徳山工場のエチレンタンクの火災事故でも明らかになっております。あの場合でも、現場から三、四百メートルのところには住宅街が密集しており、五百メートル離れたところには国鉄山陽線橋本駅があり、六百メートル離れたところには国道二号線、百八十八号線が通っております。現場から約二キロ離れた周南団地ですら、爆発の振動でガラスがびりびりとふるえたとわけていっているわけですね。このような危険な工場立地が全国に数多くあるのに、それらを放置して新しい立地のときのみ緑化するというのは、さか立ちしておるといわれてもしかたがないと思ひます。既存の工場地帯の遮断緑地設置は緊急の重要事であり、災害が発生してからはおそいと思ひます。これについて政府はどのように責任をおとりになるつもりか。

また、現在高圧ガス取締法で、石油コンビナートのような大規模プラントでも、民家からの距離が三十メートル離れていなければいけません、こういうふうになっております。通産省が行政指導で五十メートル以上のグリーンベルトを設置するよう指導しているといいますが、こんな程度ではとてもだめだと思ひますが、政府はどういうふうな考えでいらつしやいますか。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。緑地の準則の内容につきましては、審議会等の意見を聞きまして今後検討してまいりたいというふうに考えておりますが、現段階では、緑地面積比率を工場の敷地の二〇%程度というものを用途に検討いたしております。で、工場立地法では、敷地の約二〇%程度の緑地を、工場の周辺の土地の利用状況に応じて重点的に配置することによって、相当な緑地幅を確保するたてまえにいたしております。これは現在の工場の緑地の状況から見ますと、画期的な前進になるうかと思ひております。

なお、付近周囲住民との安全を担保するための遮断帯につきましては、法律の立て方が高圧ガス取締法の領域になつて、省令では二十メートル以上というふうな形になっております。現状は、ほとんどが百メートル以上あるは数百メートルの距離にコンビナートの場合にはなっております。ただし、その場合でもなお十分でないという見地から、先般、暫定的な行政指導の方針といたしまして、新增設の場合には境界線から民家までの距離が二百メートル以上、それから既存のものにつきましても、施設と民家との距離が百五十メートル程度以上になるように指導してまいりの方針を明らかにし、現在、その方針に従ひまして指導しておる状況でございます。

○須藤五郎君 これから工場を建てる場所は十分ながら十分だと私は申しません。不十分ながらこういう距離なり緑地帯をつくるということになっておりますが、これまで既存の工場をこ

ういう規制によってつくられていないと思うんですね。それを一体どういうふうな処理していかうというところ、政府の考えを伺つておきます。

○政府委員(林信太郎君) 既存工場につきましても、もし既存工場が新增設をいたします場合には、本法の適用を受けるという形になってきます。もしいじらなければ、ある意味で既得権のような形でございまして、本法をもつて適用することができないというふうなことになると思います。ただし、既存工場の過密問題、別途重要問題でございますので、昨年協賛を得ました工場再配置促進法によりまして、目下過密しております地域から移転促進をいたしまして、過疎の地域に誘導してまいるといふ行政を鋭意進めている段階でございます。

○須藤五郎君 これからの工場はこれで規制していくが、これまでのやむを得ないということになれば、もう非常に危険な状態が全国的にあるということが私言えると思ひます。一例をあげますならば、愛媛県の松山市郊外の門通というところに丸善の石油コンビナートがあるんです。そして、二十何戸という小さい部落ですけれども、そこに住民の部落が一つある。その片側には大きなコンビナート、製油工場があるわけです。こちらの道一つ隔ててそこには五万トンタンクという大きなタンクが三つ、四つあるわけですね。こういう危険な状態にその二十七戸の住民ははさまれておるわけですね。しかもここから出る油のために、魚の養殖をするために使つておった池が、油が流れ出て養殖もできなくなつてしまつた。

こういう危険にさらされておるといふので、住民が非常に問題にしまして、それで消防庁までこれは行きましたよ、東京に上京してきて。そして消防庁も、その事実を説明すると、これは消防法違反だということをばつたり言うのです。消防法違反ならば、丸善石油のタンクをなぜ撤去させないか、こう私が言いましたら、それは地元消防長と交渉してもらいたいと言つて本省は逃げてしまつたわけですね。地元はそういうことを承知か、不注意のためか、建設を許可してしまつてい

けですね、松山の。それでどうしても既得権だといつて丸善石油はがんとかまえてそのタンクを撤去しようとしなさい。それで裁判にかけました。住民は、長年にわたった裁判で金がかかってしかたがないところ、追いついてしまつていくわけですね。それでとうとうわずかな立ちのき料をもらつて住民がそこを立ちのいて、ほかに移転してしまつたという、そういう事実があるわけですね。あなたの言うように、これまでもものはやむを得ないんだというならば、おそろく、そういうことが今後も住々にしてつと起つてくるんじゃないですか、全国的に。これは私は企業本位の考え方であつて、住民を犠牲にする問題だと思ふんです。こういうことが起つた場合、本省としてどういう処置をとりますか。石油会社に移転を命じますか。

○政府委員(林信太郎君) 松山の丸善コンビナートの件でございますが、消防法の適用物件ではございませうけれども、企業の公害を一般的になくするといふ見地から、私どものほうといたしまして、前向きに強力な指導をやつてまいりたいと思つております。もし新增設がございします場合には、本法の適用になりますので、その中でたすまいを直していきなさいといふふうに考えております。

○須藤五郎君 そんな新增設のことなど聞いているんじゃないんです。これまでもちゃんとできていゝものがこの法案に合わないでしよう。その場合にどう処置をしていくかといふことなんです。危険は常にあるわけでしょう。その場合どういふふうになるのですか。

○政府委員(林信太郎君) 規制の法律は、この場合たぶん消防法の適用——ただいま須藤先生御指摘のように、消防法の適用かと思ひます。消防庁のほうとよく連絡をとつて、至急に改善方について努力してまいりたいと考えております。

○須藤五郎君 それじゃ、松山のこういう場合は、これは引越してしまつたから問題にならないんだが、こういう事例がほかのところにあつたときには、企業に対して断固たる処置をとら

せませうか、通産省として。

○政府委員(林信太郎君) 所要の法律、規制等がございしますれば、それに従ひまして厳重に実行いたします。そういうものがない場合でも、行政指導の形で極力そういう方向に指導してまいりたいといふふうに考えております。

○須藤五郎君 あなたたちの行政指導は、常に住民を立ちのくかすといふ行政指導じゃないんです。企業に対して移転せよとか、そんなことは言わないで、それは住民の何といひますか、被害によつてそういう問題は常に泣き寝入りさせられていくといふのがこれまでもなんです。そういうこととてなく、こういう法案ができたならば、企業に対して断固とした態度で通産省として臨むべきだと思ふのです。そういうことを私は聞いています。やりますか。

○政府委員(林信太郎君) 本法の適用云々につきましては、御指摘のように、厳正に運用してまいりたいと考えております。

○須藤五郎君 最後の質問です。環境施設の設置その他で、政府は、大企業に利子補給や融資などの援助をするのでございしますが、これはPPPの原則、いわゆる汚染者費用負担の原則からいひましては筋が通らないと思ひます。また、この環境施設には大企業の運動場などの厚生施設も入るとのこととございしますが、まして、このようなもので政府が援助するといふのはおかしいと思ひます。大企業の負担で設置すべきであると思ひますが、それはどういふふうにお考えになりますか。それどころか、工業開発、工場立地に伴つて行政需要がふえ、現在、多くの地方自治体はのために大きな赤字をしょい込んでおります。地方財政は危機に瀕してあるわけですが、産業基盤に關してはもちろんであります。生活基盤に關しても住宅、学校その他の公共福祉施設についても大企業は応分の費用負担をすべきであり、そういうものを法律的にも義務づけすることなくして地域社会との調和はあり得ないと思ひますが、この点はどういふふうにお考

えになりますか。

以上、明らかにされてきましたように、今回の改正案、工場立地法が施行されても、それが国民の福祉の向上とか環境の保全などが進むとも思へません。それどころか、この改正案によりまして、従来から引き続く高度経済成長政策による列島改造が、住民の生活や健康を破壊して促進させるといふことになるのではないかと私は思つております。このような改正案では、地域住民との調和などは望めないであらうと私は考えておるんですが、その点についても皆さんの御意見を伺つておきたい。まあ、最後のところは意見であつて、質問にはなつておりませんが、最初のほうの質問に對してお答えを願ひたいと思ふんです。

○政府委員(林信太郎君) 前段の点につきましてお答え申し上げます。

環境施設に對しましては、企業が原則としてみづからやるべきであるといふことは当然のこととございします。ただ、この今回の改正にいたします規制は、誘導的な性格を持った部分でございします。企業に緑地などの環境施設を造成せよといふ相対的に切つた前向きな行動を求めることになりまして、それに対して、これに限定して助成を行なうといふことでございします。

それから、特に現在の立地は、平均的に見ますと現状が数%といふところを、本法によりまして二〇%程度に一律に引き上げようといふ一大変革でもございします。このいふ方向を的確に早く実行するといふ見地から、御案内のような助成を考へておるわけとございします。

○須藤五郎君 それじゃ、地方財政の赤字などに對して政府は全然責任を感じないんですか、何か補償するんですか、どうでしょう。

○政府委員(林信太郎君) 地方財政の赤字問題、あるいは御指摘の学校、病院等々の問題でございしますが、それぞれの所管省庁と十分連絡をとつてまいりたいと思ひます。

なお、地域社会と企業との融和の問題でございしますけれども、企業がその地域社会で工場を運営

していただきます場合には、当然のことながら融和することが大前提でございします。法律上の義務としてではなくて、当然のこととして大企業がやつていくべきでございします。私どももそういう方向で強力に行政指導を行なつてまいりたいといふふうに考えております。

○大矢正君 ただいま審議いたしておりますこの法律案につきまして、私どもは反対の立場を表明しておるのであります。なぜ反対をするかと申し上げますならば、工場立地の調査等に関する法律といふものが昭和三十四年に施行されてから、十四年という長い年月を経過したてから、そういう意味で、工場立地の調査等に関する法律それ自身が今日の産業、経済、地域的情勢にそぐわなくなつてきているといふ、そういう実態的な面があるかと思ひます。で、法律の改正は当然のことと受けとめるのであります。が、しかし、冒頭申し上げましたとおり、反対をしななければならぬといふのは、少なくとも今日の国民的な、国家的な課題であります。たとえば公害の問題、それから先般、徳山あるいは大分等において起つた一連の工場における災害に基づいて地域住民に對しての不安、こういうものをこの法律の中でやはり防止をするといふ内容が盛り込まれなければならないとわれわれは思つておる。であります。遺憾ながら、間接的にはその種のねらいがないとは申しませんが、直接的には公害防止ないしは防災上の内容といふものがこの法律案の中に盛り込まれておらぬといふことについて、根本的に反対をしななければならないことなのであります。

公害問題につきましては、ただいまも環境庁を含めていろいろ議論がございします。質疑も行なわれました。また、環境庁の分野における法律において取り締まるべき内容のものももちろんありますから、この工場立地法と環境庁との法律とを組み合わせますならば、それなりの効果は公害防止上あがることは私も否定いたしません。しかしながら、そういう間接的な形において公害問

題をとらえようとする姿勢に、私は、まず基本的問題があるのではないかと、このように考えざるを得ないわけであり、そこで、公害問題はそういうことではあるが、一たびこの工場の、製造事業場における災害を防止するという面になりますと、通産省は、高圧ガス取締法あるいは火薬類取締法、この種のものにつきましても、法律に基づく権限ないしは規制措置等によって通産省自身が取り締まることができず、しかし、毒物あるいは劇物等、あるいはまた通産省の所管業種であります危険な製油所の保安上の問題については消防庁が監督するというようなことで、まことにふくそうをしておりますし、それから、通産省が間接的にしか防火上、保安上関係しないというような内容も考えますと、私は、少なくともこの法律の中に防火上の問題が盛り込まれてしまっているという判断を持っておりますが、遺憾ながら先般の議論のあったところで、いま直ちにその内容は盛り込めないが、しかしながら、先般の徳山事故等にかんがみて、現在施行中の高圧ガス取締法に基づく一般高圧ガス保安規則等の改正によって防火措置を講じたいという積極的な御発言もございましたので、私は、そこに重点を置いて、最後の質問をさせていただきたいと、こう思うのであります。

こまかい内容から質問をいたしまして恐縮であります。一般高圧ガス保安規則に基づきます第一級、第二級事業所というものがございまして、これは、第一級、第二級事業所はまあ大臣の認定といましようか、認可といましようか、そういうことであります。第三級事業所はそうではないという問題点もありませんが、特にこの一級から三級の事業所の基準に関連をいたしまして、大臣が認める一級、二級事業所は、たとえば法律第十条一項の二号で、第一級事業所の基準には、「製造施設は、その外面から当該製造施設にかかる事業所の境界線まで二十メートル以上の距離を有すること。」と、こういうふうになっております。二級事業所も同様なことと書かれておりますが、三級事業所につきま

しては、これは非常にわかりづらい文章で、「製造施設は、その貯蔵設備および処理設備の外面から、第一級保安物件に対し第一種設備距離以上、第二級保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。」と、こうなっております。保安距離の問題につきましても、専門家でない限りは明らかにできないような書き方になっておるわけであり、これは具体的に一体何をさしておるのか、まずお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。三級事業所の場合の保安物件に対する距離でございますが、まず、保安の対象になります物件を一種、二種と分けております。第一種は一般住宅といふ形になっております。第二種は一般住宅として可燃性ガス及び毒性ガス、それから酸素その他、それから可燃性低温貯槽、こういう四つの分け方をいたしております。それを総合して文章にいたしました関係で、ただいま大矢先生御指摘のように、わかりづらい文章になった経緯がございます。

実態的に申し上げますと、一般民家との間は大体二十メートル以上、それから第一種保安物件の場合には、大体三十メートル以上というふうな形で御理解願えれば、大体の概念をつかんでいただけるかと思っております。

○大矢正君 そこで、先般政府から提出をいただきました書類、また、大臣が先般、当委員会におきます私の一般質問に答えました内容の中で、お尋ねをいたしますが、新増設のエチレンセンターについては、高圧ガス設備とその事業所に面する一般民家との距離、一般民家に面する境界線との距離、これを二百メートル以上にさせるようにしたいということ、それから二点目は、既存のものについては、設備と一般民家との距離を百五十メートルとせよということとありますが、この第一点の新増設というものと、第二点の既存のものとの違いというのは、五十メートルという数字上の違いだけで、ほかに違いはありませんか。

○政府委員(林信太郎君) もう一点相違点がございまして、これからの新増設の場合には境界線からの距離になって、工場の境界線と民家の距離になっている。それから既存のものの場合には、施設と民家という距離になっておりますので、境界線からということになります。百五十メートルが食い込むという可能性が十分ございます。

○大矢正君 そこで私が指摘をしないやならぬのは、先般も途中でやめましたから触れませんが、結局新しい設備は、私がこの間申し上げたのとおり、設備と境界線との距離が二百メートルである。これは二百メートルという数字がいろいろ悪いか、私は先般も指摘したとおり、建設省が、関東大震災のことを考えた場合には五百メートル必要だと、こう言っておるんだから、本来私は五百メートルあったほうがよいと思う。しかし、それが一挙にできないとなれば、最大限許容し得る限度において通産省が考えられることは、いたし方のないことと思うが、ともあれそのよしあしは別として、境界線まで二百メートルだ。ところが、既存のものについて百五十メートルというのは、設備と境界線までが百五十メートルじゃなく、その境界線を通り越して向こうの住宅との間の距離が百五十メートルですね。これじゃ、これは何の役に立たない。この間私が申し上げたとおりに、それは境界線から五十センチ離れていれば、土地を持った者は家を建てる権利があるわけでしょう。そうすれば、設備と境界線が二十メートルしかなくて、境界線から向こうがかりに百三十メートルあった場合に、これは家が百三十メートル向こうにあったけれども、別な家が境界線のところに建つたら、これは二十メートルしかなくなるんじゃないですか。そうすれば、この百五十メートルという意味は何の意味もなさなくなります。これはどう考えますか。私は、実態はつまりばらかにしませんから申し上げませんが、論理的にはそういうことが言えるでしょう。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。既存設備の場合の暫定保安距離をいたしまして、民家と設備の距離が百五十メートル程度というふうな指導方針をきめたわけでございますけれども、この暫定百五十メートル程度の持つております問題は、ただいま大矢先生の御指摘のとおりでございます。なぜそういう甘い、なお不十分な暫定保安距離しかきめ得なかつたかという言いわけいたないことになろうかと思つてございまして、現在、省令で二十メートル以上というふうな形になっております。もともと、エチレンプラントの場合には、数百メートルあるいは百メートル以上というふうなことが大部でございまして、中にも百メートル程度のところもあるわけでございます。したがって、指導基準の形で一挙に新増設の場合のように的確な保安距離、施設と境界線というふうな形でやることにつきましては非常に問題、特に現実的な問題がからみまして、こういった問題は抜本的な問題といたしまして、高圧ガス審議会の結論を待たざるを得ない。ただ、それを待っておつたのでは、ただいまの安全についての問題ということが別途起きてまいりますので、それに少しでも接近したいという私どもの行政の姿勢から、施設と民家までの距離という、従来のパターンにおきます距離を援用した次第でございます。

○大矢正君 どうもあなたの言う話だと、私は残念ながらこの法律は通すわけにはまいりませんね。それはこういうことになると思ひます。あなたのいま言うことをそのまま引きましますと、結果論的にはあなたの新増設については二百メートル云々と、こうおっしゃいます。それは何の法律的な、あるいは規則的な根拠のないことであつて、単にそういう希望をするというそれだけにすぎないわけですね。結果として、まず、新設の問題についてはその問題が残ります。あなたはいままでの発言からいくと、これは規則をいまして当面直すという考え方がないようだから、となりますと、あくまでも期待感を持っておるにすぎないものであつて、何とか何々会社さん、ひとつこの際、設備と

境界線の間に二百メートルの距離を設けるだけの敷地の中に工場を建ててくれませんか、こういうことをお願いするだけにすぎないのであつて、何の規則上も法律上も根拠がないということになる、これは私は大きな問題だと思ふ。法律には、高圧ガス取締法——すなわち、エチレンセクターを規制する高圧ガス取締法の中には、何も二十メートルでなければならぬとか、百五十メートルあつていかぬとか、二百メートルあつていかぬとか書いてあるんじゃないのですから、あなたが自分でつくられた省令の中に出てくるだけにすぎない問題でしよう、どうですか。

○政府委員(林信太郎君) 新增設の場合には、省令改正という手続を必要といたします。省令改正をしなければならぬわけですが、省令改正のためには、審議会の意見を聞くという形がどうしても必要でございますので、いまの段階で直ちに省令改正にはならないわけでございます。事實上は、新增設につきましては、二百メートルの保安距離を実行させる決意でございます。

○大矢正君 それじゃ、皮肉な聞き方をすると、既存のものは百五十メートル云々ということをおな言われるが、これはどういふふうにして百五十メートル保つつもりですか、この百五十メートルというのは、たとえば会社、すなわちけれども、君のところは百五十メートル必要だが、百二十メートルしかないから、あと三十メートル広げるために、どつかその辺の民家を説得して買収して百五十メートルにしてくれという頼み方をするのか、それとも規則の中で、省令の中できちっと、既存のものについては百五十メートルなければならぬとか何とかというものをどういふ形で盛り込むとするのか、それはどういふ形でおやりになるのですか、既存のものについては。

○政府委員(林信太郎君) 既存のものにつきましては、早急に審議会の結論をいただきまして、省令改正の手続をとりたいというふうに考えております。

○大矢正君 その既存のものは、もうあなた方は

二十メートルあればいいと、そういうことでやっただけでしょう。そうやってしまったやつを、今度百五十メートルやれということは、法律上そういうことは、単なる規則だけでそういうことはできる。百五十メートル絶対つくりなさい、そうでなければだめですよ、そうでなければあなたの工場はこわしてもう以外にありませんよ、そういうことはあなた、法律でできると思ふの、規則で。

○政府委員(林信太郎君) 現在の高圧ガス取締法によりまして、被害防止の規定あるいは技術基準、あるいは製造方法に関する基準を産産大臣が省令で定めることになっております。省令の形で二十メートル以上、こういう形になっておりますが、この部分をエチレンセクターの場合には百五十メートルとか、あるいは二百メートル以上というような形になると思つております。なお、手続が審議会の答申を得なければなりませんので、その辺の時間はどうしてもかかるかと考えております。

○大矢正君 たとえば仮定の話だが、十年前に、保安物件の距離が二十メートルあればよろしうございませうというあなた方がつくられた基準に基づいて、はいそうですかということをつくられた設備が、いまになってから百五十メートルなければだめですということと法律で規制して、その区間百三十メートルを取り除くことができるのかというんです。そういうことが現実的にできるのかと私は聞いています。

○委員(佐田一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(佐田一郎君) 速記を始めて。

○政府委員(林信太郎君) 既存の百五十メートルということになりまして、先般お手元に差し上げました資料にもございませうに、現実事業所の数で四つございませう。この四つにつきましては百五十メートル程度の距離を確保させるめどを持っております。

○委員(佐田一郎君) 速記をとめて。

○委員(佐田一郎君) 速記を始めて。

〔速記中止〕

○委員(佐田一郎君) 速記をつけて。

○大矢正君 過去において認めておいて、いまになってから今度は、おまえの工場はこれはだめだから、法律改正するから直ちにそいつを直しなさいということ、法律はさかのぼらないという原則との矛盾はそこじゃないのか、そこはどうなんですか。

○政府委員(林信太郎君) 安全問題が非常に大きな問題になっております。この社会通念の変化が一つ、それからもう一つは、若干既得権的な問題もございませうので、それにやや対応するような意味におきまして経過措置、あるいは若干、ごく特殊事情の場合には例外的な措置が特例的に考慮される必要があるかもしれないという気がいたします。

○大矢正君 そうすると、法律上も完全にできる、法律という規則ですね、省令でできるといふんです。そうすると、百五十メートルでなければならぬというところは当然ないわけですね。百五十メートルなければならぬ、二百メートルでも三百メートルでもかまわぬということになります。その点はいいですね、どうですか。

○政府委員(林信太郎君) 大矢先生のおっしゃるとおりでございます。

○大矢正君 そこで、そうすると、先に一つきちんとだめ押しをしておきたいんだが、この間大臣がお読みになった百五十メートル程度の距離をとらせる、しかしこの場合には、新設の場合のように境界線まで二百メートルということじゃなしに、設備の面から人家まで百五十メートル、第一物件まで百五十メートル、こういう意味ですから、境界線から人家に幾らあるのか、あるいは境界線から設備まで幾らあるのかという問題は、これはそのケースケースによつて違ふと思ひますが、そこであつた、工場の境界線から先は工場の用地じゃないですね、これは普通一般に、もし工場の用地だったら境界線もつと先に延ばすはずですから、これは他人の土地ですね。今度、そこに家を

建てさせないで百五十メートル間隔を、それは設備からだけれども、持たせるという自信はあるんですか、それは。

○政府委員(林信太郎君) 企業が定められた特定の保安距離以上を保つためには、その間の間隔につきまして、あとから人家が来ないような措置を当然とすべきだと考えております。で、現実には道路があつたり、川があつたり、そういうものも含まれるような形にならうかと思ひますが、そういうものも含めまして、一般人家がその距離の中に建たないような措置を企業の責任において担保すべきだと考えております。

○阿具根登君 関連ですが、いまの場合をひとつ考えてみたいと思ふんです。民家なら民家、民有地なら民有地を買収して、百五十メートルから百五十メートルに広げない、これは一応言えるかもしれない。しかし相手のあることで、売らなかつた、どうしても売らないという場合は、そんなら既存の工場をこわしますか。こわした場合はどうなりますか。

○政府委員(林信太郎君) その場合は設備を移動させるか、あるいははたし申し上げましたように、特例措置として強固な十分な防護壁をつくつて、それにその保安距離を事実的に代替するような措置を講ずるか、そういう措置が必要かと考えております。

○阿具根登君 その場合、二十メートルの範囲内で、二十メートル以上ならつくつていいというところで既存の工場はできておるわけなんです。政府が甘かつたのですよ、実際、それを今日になって、これは甘かつたから百五十メートルなければだめじゃないといつたら、それは損害賠償に当たりやしませんか。政府のきめたやつでつくつた工場なんです。それで工場に民家が建たないようになつて、あるいは買収せよとか、そういうことは希望のな言ひ方であつて、自分が法律をつくつて、省令で出して、そして認可して、許可してつくつた工場ですよ。それをいまになつてから百五十メートルなくちゃだめだとか、買収せよやならぬ

のか。何かその会社の取得にしない限りは、これはもう住宅を建てるのかそういう場合に防ぎようがないでしょう。まさか、その工場を守るために土地収用法などというものは適用できませんから、そうすると結局、境界線を百五十メートル延ばすという結果になるのじゃないかと私はさつきから言っているのです。そうすれば、何でもここで境界線というのを使わないで、一般民家まで百五十メートルということばで逃げようとするのか、その意味がわからない。

○政府委員(林信太郎君) 既存の工場の立地の状況を見ますと、へいが工場と隣の民家との間にあるケースが相当多いとございます。一般的にはそういう形になっております。もう一つは河川、それから道路といったような施設がその民家との間にございまして、そういうことで民家との保安距離を保ち得ると考えております。

○大矢正君 そうすると、あなたの言う説明からいくと、さしずめ川が何か、遮蔽物あるいは空間地があるから、百五十メートルというものに該当する人家というものは特殊なもの以外にはないと、したがって、心配ないから百五十メートルを認めたいんだと、百五十メートルにするんだと、こういう説明のしかたに聞こえるよ。それでいいの。

○政府委員(林信太郎君) まず、企業の中で施設と自分の工場の境界までの距離をマキシマムでとっております。それで不十分な場合に、たまたまその先の隣の工場であるとか、あるいはたまたまその先に運河が入っているというふうなことで、合算いたしまして暫定の保安距離約百五十メートルということばを担保し得るわけでござい

○大矢正君 いや、だからね、あなたのほうが百五十メートルという数字を出してきたのは、実害がないから出したという解釈になりますねと聞いておるんだよ。だからインチキじゃないか、それは。

○政府委員(林信太郎君) 決して実害がないわけではございませんで、先ほど……

○大矢正君 実害があるなら具体的に言ってくれ。

○政府委員(林信太郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、三井石油化学の岩国、大竹、この辺は境界のすぐ外が一般の民家が密集いたしております。

○大矢正君 どうするんだ、それは。そんなことはあなた、立ちのけなんて言えるの、工場のために。どうするの、それは。そこなんだ、問題は。

○政府委員(林信太郎君) これは基本的には、いま高圧ガス審議会で専門家の意見を聞いておるところでございまして、安全問題に対する緊要性が高まっておりますので、この際、行政ベースでの暫定基準としてこの二十メートル以上というふうな線ではなくて、可能な限り安全に設計するということとでとった措置でございまして、したがって、その際、その根拠となりますところは、ただいま大臣答弁にもございましたようなことが一つの根拠になっておりますから、これが最終的なものでございせん。最終的に答申が出ますればそれに従わざるを得ないということで、暫定措置としてとった次第でございまして。

実害があるかどうかということでございますが、私もどなたもいたしましては、関係原局あるいは原局を通じて、大いに方針をすでに示したわけでございまして、相当な反発がきておまして、簡単に実現のできる問題ではないというふうに考えております。

○委員長(佐田一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐田一郎君) 速記を起こしてください。

暫時休憩をいたします。

午後四時二十分休憩

午後四時三十分開会

○委員長(佐田一郎君) それでは商工委員会を開会いたします。

先ほどの大矢君の質疑に対しまして、通産大臣の答弁を求めます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど来、大矢委員と政府委員との間に質疑応答がございましたが、政府委員の答弁の中に不明確な点がございまして、この点につきましては遺憾の意を表する次第でございまして。

私から正確に、かつ明確に御答弁申し上げたいと思ひます。

先般、私が答へ申し上げましたように、保安距離の問題につきましては、新設の施設につきましては境界線から二百メートル、既設の設備につきましては、施設から住民の住居等まで百五十メートル程度という保安距離をとるようになっています。これは審議会にはかりまして、省令改正をもつて行ないます。

なお、既設のものにつきましては百五十メートル程度を輪郭にとることがむずかしい場合もあるかもしれません。この場合には、やはり住民の安全を中心に考えてみまして、でき得る限りの方策を講じてその保安の万全を期したいと思ひます。たとえば境界線に防護壁を強固につくりまして、必要ある場合にはその上に水まき装置を、これを装置するというところ、そのほか考えられる保安上の十全の措置をとりまして、住民の安全に遺憾なきを期するようにいたしたいと思ひます。このことは、通産省の責任におきまして誠実に実行いたしたいと思ひます。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙

手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、若林君から発言を求められておりますので、これを許します。若林君。

○若林正武君 ただいま可決されました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたしますと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、環境問題の改善に資するため、産業構造を省資源・省エネルギー型の産業構造に早急に改めるとともに、これにそつた工場立地政策を進めること。

一、公害発生源となるような工場の立地に当たっては、とくに環境の保全を全うするような本法の厳正な運用を期するなど諸般の施策の強化を図ること。

一、工場立地に伴う公害の防止に関する調査の完べきを期するため、調査手段の改善、調査体制の充実等を図ること。

一、地域社会の福祉向上に資するため、立地企業にレクリエーション施設等福利厚生施設を進んで地域住民に利用させるよう指導すること。

一、コンビナートの災害防止に万全を期するため、コンビナートの立地条件等について再検討するとともに、保安距離の拡大、保安管理の強化等抜本的な防災体制を確立すること。

以上でございまして。

○委員長(佐田一郎君) ただいま若林君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、若林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し中曽根通産産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中曽根通産大臣。

○国務大臣(中曽根康弘君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして、政策に万全を期する次第でございます。ありがとうございます。

○委員長(佐田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を再び議題といたします。

質疑のある方は御発言を願います。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会